

岩泉町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編) (案)
【2025 年度～2030 年度】

2025 (令和 7) 年 ● 月



【目 次】

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画の背景	1
1.1.1 地球温暖化のメカニズム	1
1.1.2 予測されている気温の変化	2
1.1.3 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向	4
1.1.4 地球温暖化対策をめぐる国内の動向	5
1.1.5 岩手県の実施計画	5
1.1.6 岩手県の実施計画	5
1.2 計画の目的と位置付け	6
1.2.1 計画の目的	6
1.2.2 計画の位置付け	6
1.3 計画期間と基準年度	7
1.4 計画の対象	7
1.4.1 対象区域・実施計画	7
1.4.2 対象とする温室効果ガス	7
第2章 岩手県の基礎情報	8
2.1 自然・環境特性	8
2.1.1 位置・面積	8
2.1.2 地勢	8
2.1.3 土地利用	9
2.1.4 気候	10
2.2 社会的特性	12
2.2.1 人口動向	12
2.2.2 産業別人口・就業者比率	14
2.3 本県の再生可能エネルギーの状況	15
2.3.1 再生可能エネルギーの導入量	15
2.3.2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	16
第3章 CO₂排出量及び吸収量の算定	17
3.1 CO ₂ 排出量の算定	17
3.1.1 CO ₂ 排出量の算定対象	17
3.1.2 現在のCO ₂ 排出量	17
3.1.3 現在のCO ₂ 排出量の全国、県平均との比較	19
3.2 将来のCO ₂ 排出量の算定	20
3.2.1 算定方法	20
3.2.2 将来のCO ₂ 排出量	20

3.3 森林による CO ₂ 吸収量の算定	21
3.3.1 本町の森林面積	21
3.3.2 森林による CO ₂ 吸収量	21
第 4 章 温室効果ガス排出量の削減目標	22
4.1 CO ₂ 排出量の削減目標の考え方	22
4.2 CO ₂ 排出量の削減目標	22
4.2.1 再生可能エネルギーの導入目標	24
4.2.2 省エネルギー化の目標	25
第 5 章 目標達成に向けた施策・取組	27
5.1 施策・取組の基本方針と体系	27
5.2 施策・取組の内容	28
5.2.1 基本方針 1 持続可能なエネルギーをつくる	28
5.2.2 基本方針 2 CO ₂ 吸収源の確保	32
5.2.3 基本方針 3 エネルギーや資源を効率的に利用する	35
5.2.4 基本方針 4 町を元気にする・次世代につなぐ	43
5.3 目標達成に向けた施策のロードマップ	45
第 6 章 地域脱炭素化促進事業	46
6.1 地域脱炭素化促進事業に関する制度の概要	46
6.2 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項	47
6.2.1 地域脱炭素化促進事業の目標	47
6.2.2 促進区域	47
第 7 章 気候変動への適応策	48
7.1 気候変動の影響への適応	48
7.2 本町の気候の将来予測	48
7.2.1 気候変動の現状と将来予測	48
7.2.2 年平均気温の変化	49
7.2.3 真夏日・猛暑日の変化	50
7.2.4 降水量・降雪量の変化	51
7.3 気候変動により生じる影響	52
7.4 適応に向けて取り組む分野の評価	53
7.5 分野別の適応策	54
第 8 章 計画の推進体制及び進行管理	55
8.1 推進体制	55
8.2 進行管理	56

資料編	57
CO ₂ 排出量の算定方法	57
用語集	60



第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の背景

1.1.1 地球温暖化のメカニズム

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガスの濃度の上昇に伴い、地球の平均気温が上昇していく現象です。温室効果ガスは、太陽から地球に届いたエネルギーを吸収し、比較的長い間保持するため、熱エネルギーを宇宙に逃げにくくする性質があります。

産業革命（18世紀後半）以降、石炭や石油等の化石燃料を多く使用する社会経済構造が定着し、私たちの暮らしは便利で豊かになる一方で大気中の温室効果ガスの濃度は増加してきました。この結果、約1850年から2020（令和2）年までに、世界の平均気温は1.09℃上昇しています。

IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change））の報告では、「人間の活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」こと、そして「気候システム全般にわたる最近の変化の規模は、何世紀も何千年もの間、前例のなかったもの」であることが示されています。



図 1.1.1 地球温暖化のメカニズム

資料：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）



1.1.2 予測されている気温の変化

IPCC の第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）によると、将来にわたって現在の化石燃料に依存した社会経済構造（SSP5-8.5 シナリオ）が続いた場合には、21 世紀末（2081 年～2100 年）に地球の平均気温は最大 5.7℃上昇すると予測されています。

世界全体で温室効果ガスの削減に最大限に取り組み、21 世紀半ば（2050（令和 32）年前後）にカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量実質ゼロ）が実現する最善のシナリオ（SSP1-1.9 シナリオ）においても、2021（令和 3）年～2040（令和 22）年までに平均気温は 1.5℃上昇する可能性が比較的高い（確率 50%以上）とされています。

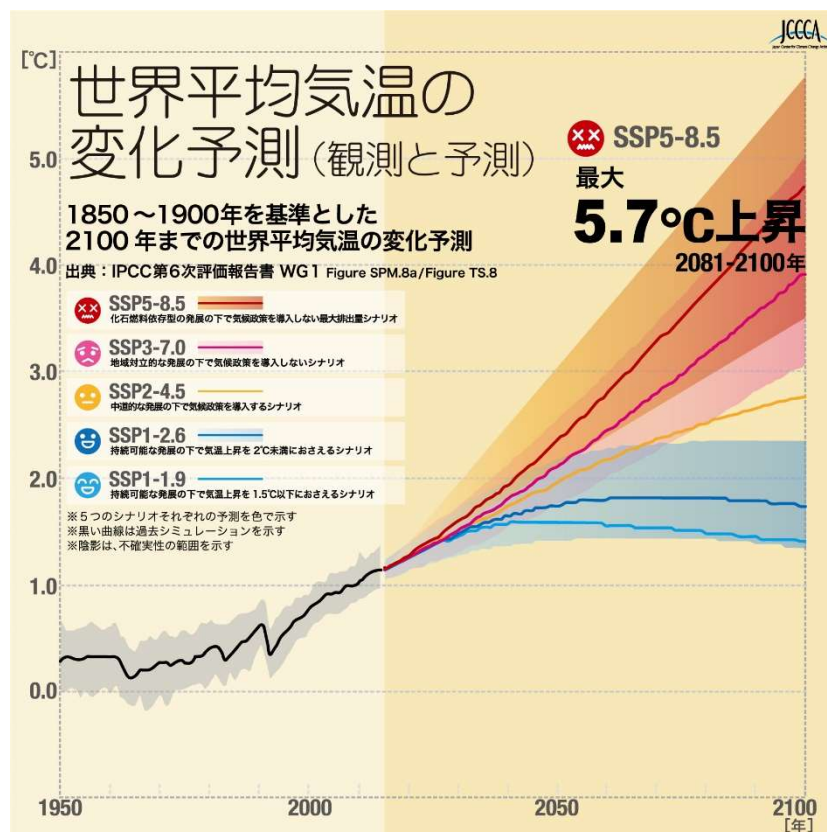


図 1.1.2 地球温暖化対策の取組シナリオに応じた平均気温の上昇予測
資料：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）

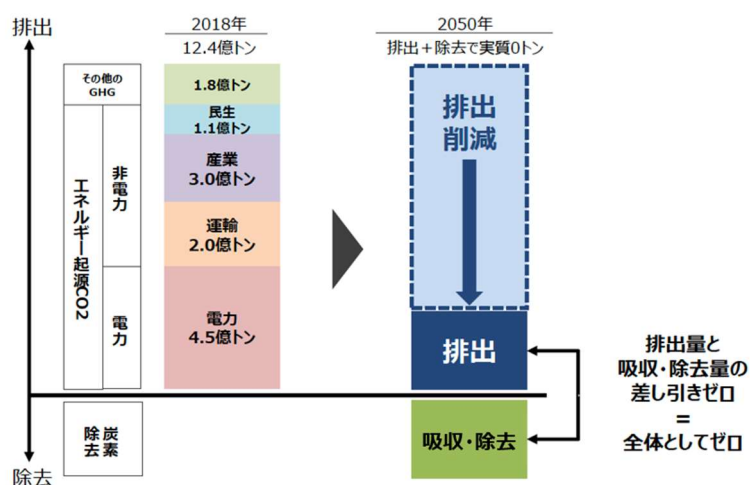


カーボンニュートラル(排出量実質ゼロ)とは？

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量から、森林によるCO₂の吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

温室効果ガスは、石油や石炭などの化石燃料を消費することで大気中に排出されます。

カーボンニュートラルの達成のためには、化石燃料を消費しない再生可能エネルギーの導入や省エネルギーによる温室効果ガスの排出量の削減と森林などによる吸収量の維持・保全を進める必要があります。



資料：脱炭素ポータル（環境省）

画像出典：資源エネルギー庁



1.1.3 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

パリ協定（2015（平成 27）年に開催された COP21 において採択）は、2020（令和 2）年以降の温室効果ガス削減を目指す国際枠組みです。パリ協定では、地球温暖化による気温上昇を 2℃未満に抑えるとともに、さらに 1.5℃未満に抑える努力を継続することを目標に掲げています。

2018（平成 30）年に IPCC より公表された「1.5℃特別報告書」では、生態系や人類への影響の面において、気温上昇が 2℃の場合と 1.5℃の場合では大きな差があることが報告されています。このため、国際的に、2030（令和 12）年までに温室効果ガス排出量を 2010（平成 22）年比で約 45%削減し、さらに 2050（令和 32）年までにカーボンニュートラルを実現する必要があります。

2021（令和 3）年に開催された COP26 では、「グラスゴー気候合意」として、1.5℃目標達成のための努力を続けることが決定されました。各国では、この合意の内容に基づいた削減目標を設定しています。

また、関連する国際的な目標の一つに、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）があります。SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットからなり、経済、社会、環境の各分野の問題を統合的に解決することが重要な視点となっています。この視点を踏まえ、地球温暖化対策などの環境問題と同時に、社会や経済の質の向上を図る必要があります（図 1.1.3）。



図 1.1.3 SDGs の 17 の目標

資料：国際連合広報センター



1.1.4 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

パリ協定や IPCC の報告等をはじめとした地球温暖化対策の推進に関する世界的な機運の高まりを背景に、2020（令和 2）年に、菅内閣総理大臣（当時）が「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく「地球温暖化対策計画」が 2021（令和 3）年に改定され、国として、温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 46%削減することが目標として設定されました。さらに 50%削減の高みを目指すことが掲げられています。

既に生じている気候変動の影響や今後予測されている気候変動の影響に対する適応の分野においては、国や各地方公共団体、国民等の各主体の取組を法的に位置付け、体系的に施策を推進するため、2018（平成 30）年 6 月に「気候変動適応法」が成立しました。気候変動の影響は各地域によって大きく異なる場合があるため、地域の特性をよく把握している地方公共団体が主体となり、地域の状況に応じた施策を気候変動適応計画に基づいて展開することが重要です。

1.1.5 岩手県の取組

岩手県は、2012（平成 24）年 3 月に、「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2020（令和 2）年までに温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年比で 25%削減、2005（平成 17）年比で 29%削減を目標に地球温暖化対策に取り組んできました。

2021（令和 3）年 2 月には「いわて気候非常事態宣言」を発表し、同年 3 月に「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。同計画では、全県で 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 41%削減を目標が設定されました。

国の地球温暖化対策計画の改定などを受けて、2023（令和 5）年 3 月には「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」を改訂し、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 57%削減を目標に取組を推進しています。

1.1.6 岩泉町の取組

岩泉町（以下「本町」という。）は、2022（令和 4）年 2 月に「2050 年ゼロカーボンシティ宣言」を表明、2024（令和 6）年 3 月に「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」を策定し、『風や水、森 豊かな自然資源を活かしたマイナスカーボンのまち』の形成に取り組んでいます。

また、行政の事務事業においては、「岩泉町地球温暖化防止等実行計画（第 4 版）」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

同計画の取組の一環として、クリーンエネルギー車等の計画的な導入や公共施設の照明の LED 化などを実施しています。



1.2 計画の目的と位置付け

1.2.1 計画の目的

「岩泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）は、カーボンニュートラルの実現に向けて、町民、事業者、行政等が一体となり、本町における具体的な地球温暖化対策を推進することを目的に策定します。

1.2.2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定します。

本町の上位計画である「岩泉町未来づくりプラン（岩泉町総合計画）」や「第 4 次岩泉町環境基本計画」における地球温暖化対策分野の個別計画として本計画を位置付けます。

国の「地球温暖化対策実行計画」や「気候変動適応計画」、県の「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」と整合を図るとともに、関連計画である「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」や「岩泉町地球温暖化防止等実行計画」などと連携して計画を推進していきます。

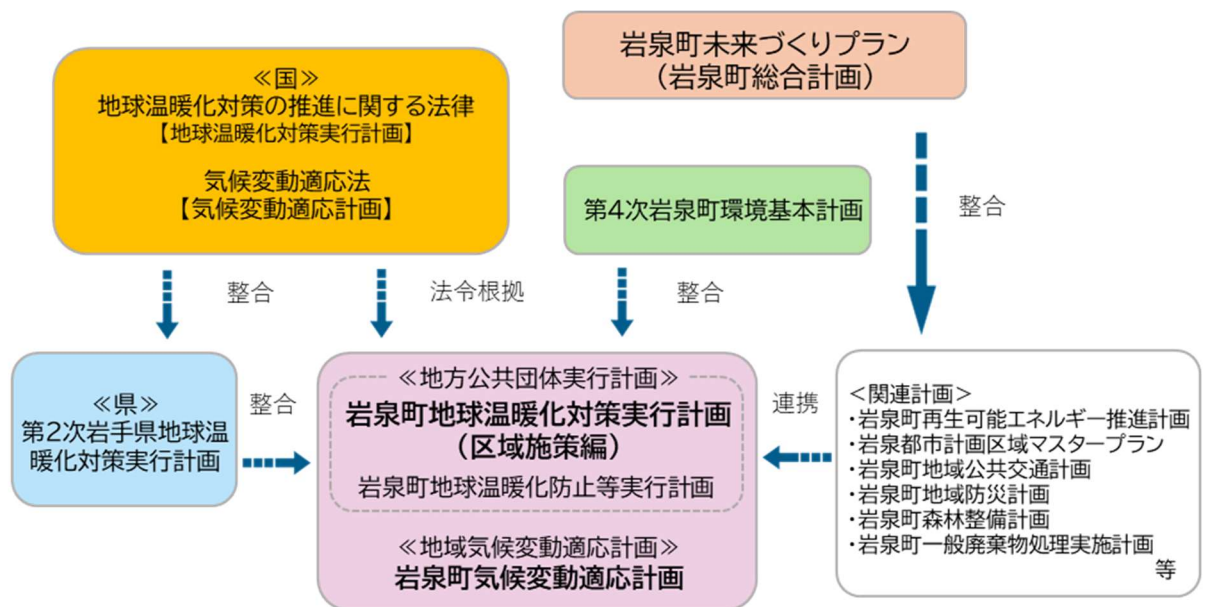


図 1.2.1 計画の位置付け



1.3 計画期間と基準年度

本計画の計画期間は、2025（令和 7）年度～2030（令和 12）年度の 6 年間とします。また、本計画の目標の基準年度は、国や県の計画と整合を図り、2013（平成 25）年度とします。

なお、今後の環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

1.4 計画の対象

1.4.1 対象区域・取組

本計画の計画対象範囲は、本町全域とします。

1.4.2 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン類(PFC)のうち政令で定めるもの、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の 7 種類の温室効果ガスが対象となっています。

本計画では、これらのすべての温室効果ガスの削減を目指しますが、効率的な削減対策の推進を図るため、本町から排出されている主要な温室効果ガスであり、町民、事業者、行政（岩泉町）に共通して削減することができる CO₂ を主な対象とします。



第2章 岩泉町の基礎情報

2.1 自然・環境特性

2.1.1 位置・面積

本町は、北上山地の東部に位置し、盛岡市など3市1町3村に隣接し、東方は北部三陸海岸の太平洋に臨んでいます（図 2.1.1）。総面積は 992.36 km²で、本州一広い町です。

2.1.2 地勢

本町は、起伏に富んだ標高 1,000m 級の山々が連なり、総土地面積の 93%を森林が占め、広大な森林面積※を有します。耕地は少なく、林野率が高くなっています。河川は小本川、安家川、大川等があり、この流域に沿って集落を形成しています。また、安家地区から岩泉地区に延びる石灰岩層は、日本三大鍾乳洞のひとつとして名高い龍泉洞をはじめ、安家洞などの鍾乳洞群を形成しています。

※森林面積には山林、原野、その他（保安林、公園等）が含まれます。

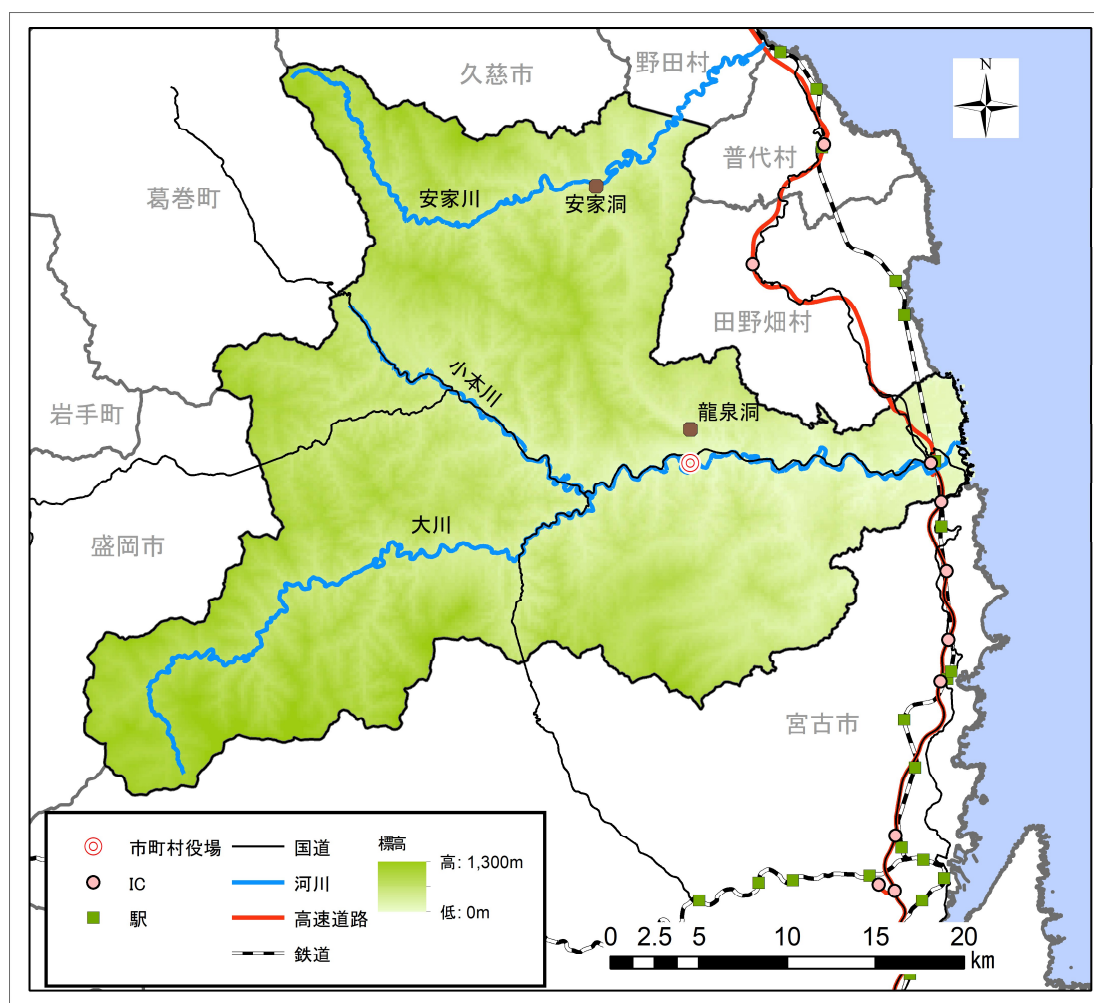


図 2.1.1 本町の位置図

資料：国土数値情報（国土交通省）



2.1.3 土地利用

本町の 2023 (令和 5) 年度における土地利用 (地目) は、山林が 78.8%、原野が 3.3%、畑が 1.6%、牧場が 0.6%、田が 0.5%、雑種地が 0.3%、宅地が 0.3%、その他が 14.6% となっています。(図 2.1.2)

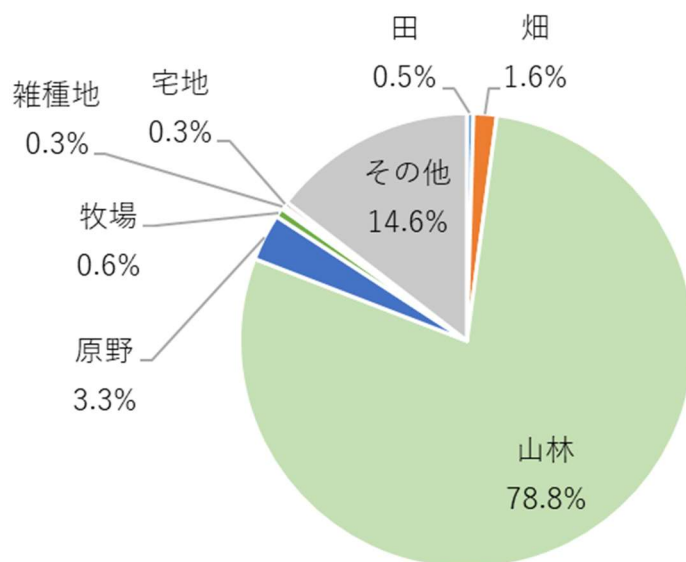


図 2.1.2 本町の土地利用 (地目)

資料：岩泉町地域防災計画 令和 5 年度修正版



2.1.4 気候

本町の年間平均気温は、10.0℃～12.2℃となっており、年間総降水量は約 900 mm～最大 1,629 mmとなっています。(図 2.1.3)

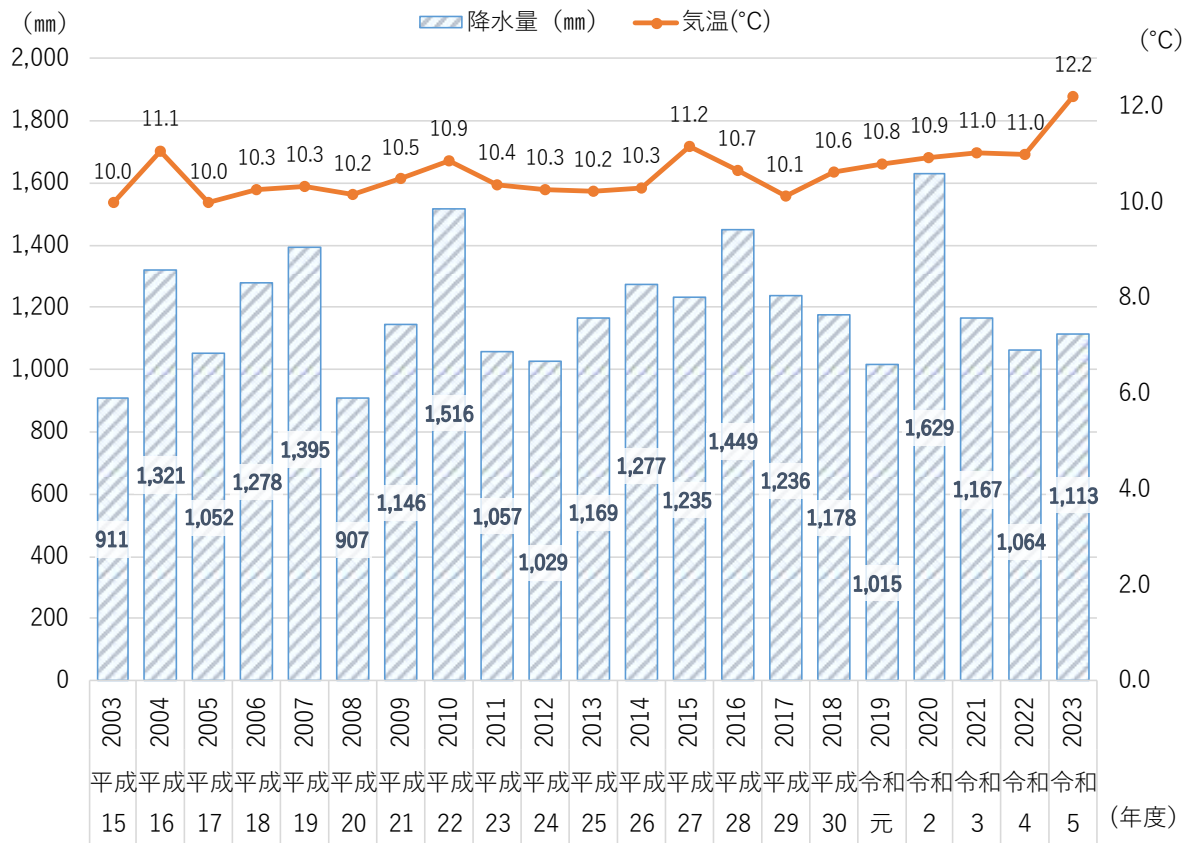


図 2.1.3 本町の年間平均気温と年間総降水量

資料：気象庁



気象庁によると、最高気温が 25℃以上の日を夏日、30℃以上の日を真夏日、35℃以上の日を猛暑日、0℃未満の日を真冬日といい、最低気温が 0℃未満の日は冬日とされています。

本町の 2023（令和 5）年における夏日・真夏日・猛暑日の日数は、夏日が 103 日、真夏日が 55 日、猛暑日が 15 日となっています。（図 2.1.4）

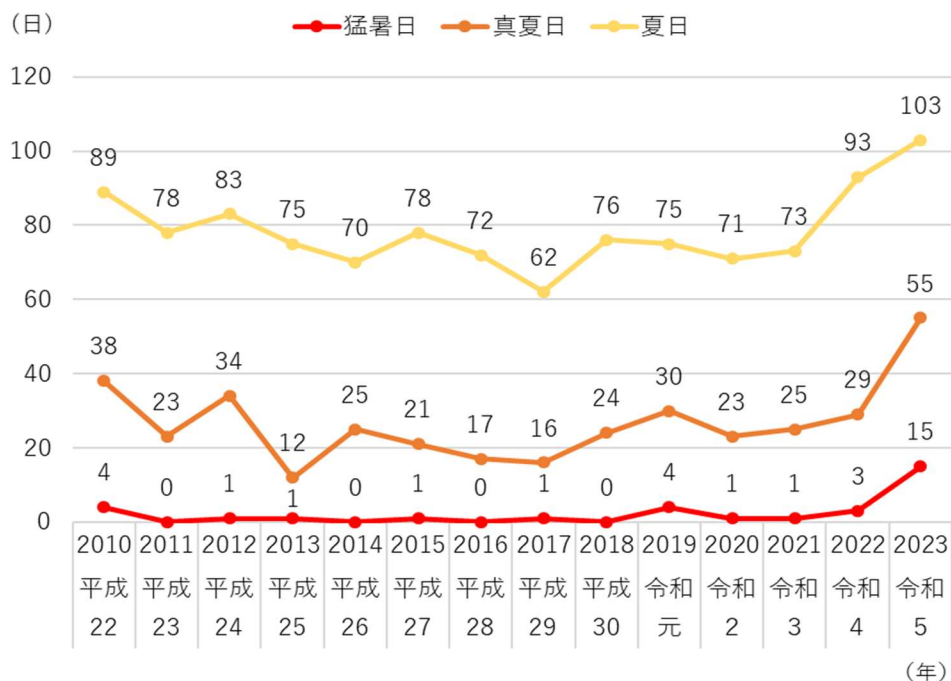


図 2.1.4 本町の夏日・真夏日・猛暑日の日数

資料：気象庁過去データ

本町の 2023（令和 5）年における冬日・真冬日の日数は、冬日が 108 日、真冬日が 7 日となっています。（図 2.1.5）

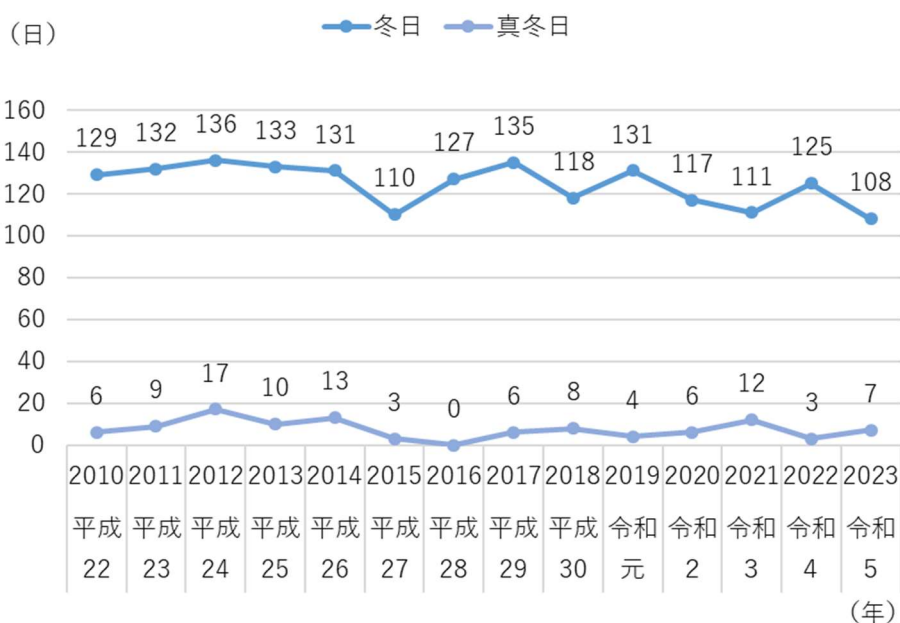


図 2.1.5 本町の冬日・真冬日の日数

資料：気象庁過去データ



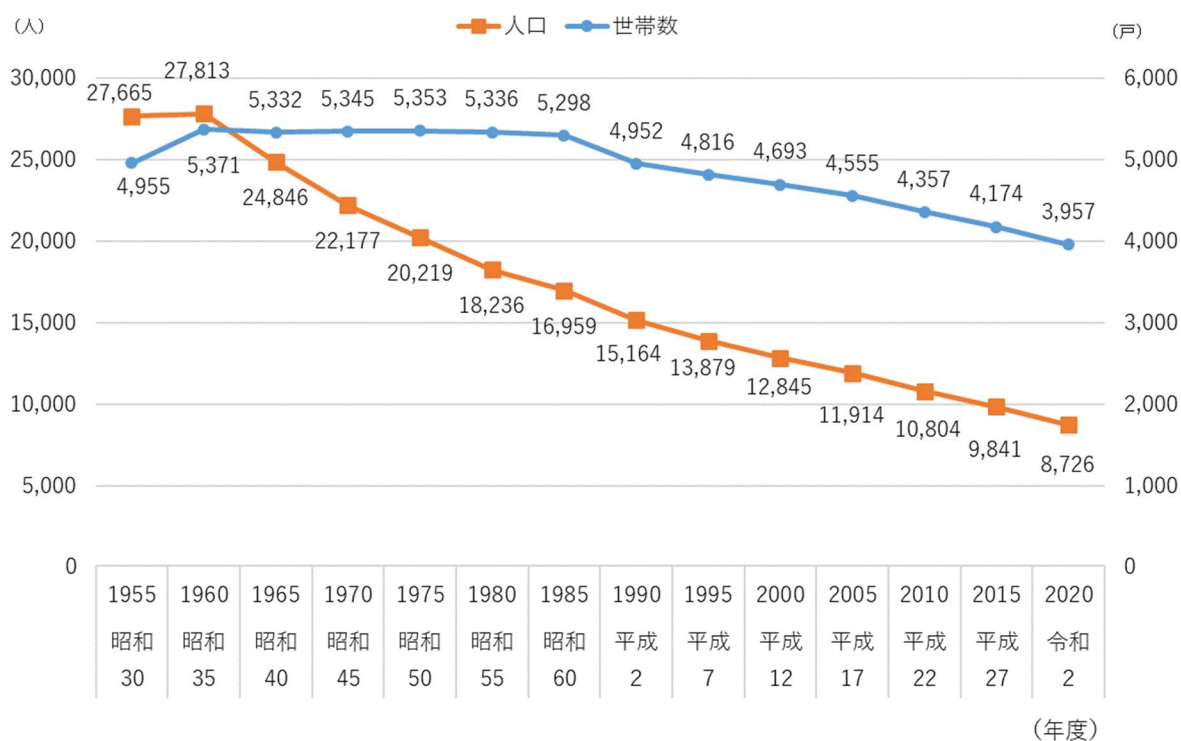
2.2 社会的特性

2.2.1 人口動向

本町の人口は、1960（昭和 35）年度にピーク（27,813 人）に達しました。1980（昭和 55）年度（18,236 人）以降、減少を続け、2020（令和 2）年度には、9,510 人減（1980（昭和 55）年度比）の 8,726 人となっています。世帯数も人口と同様に減少傾向であり、1980（昭和 55）年度（5,336 世帯）以降、2020（令和 2）年度では、1,379 世帯減（1980（昭和 55）年度比）の 3,957 世帯となっています。（図 2.2.6）

人口ピラミッドは、「逆ピラミッド型」となっており、20 歳前後の若者の進学等による流出や、それ以降の年代の就労による流出が顕著となっています（図 2.2.7）。

また、出生数の減少も続いており、将来において更なる人口の減少が予想されます。



※1955（昭和 30）年度の本町の人口・世帯数は、1956（昭和 31）年の 1 町 4 村（岩泉町・小本村・大川村・安家村・有芸村）の合併及び 1957（昭和 32）年の小川村の編入を踏まえ、以降の値との比較のために合計した値としている。

図 2.2.6 本町における人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

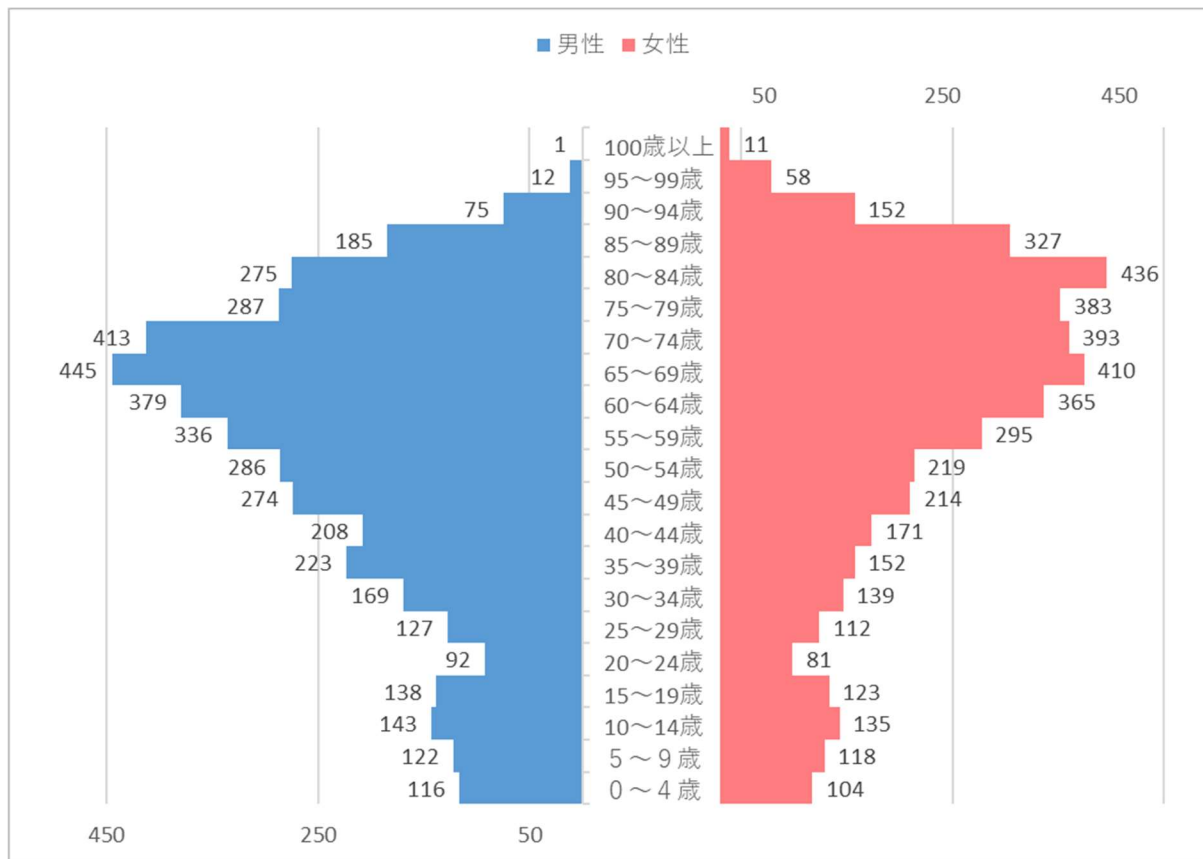


図 2.2.7 本町の人口ピラミッド 2020（令和 2）年度時点

資料：国勢調査



2.2.2 産業別人口・就業者比率

本町の産業別人口は、いずれの産業においても、1990（平成2）年度以降減少傾向にあります（図2.2.8）。産業別就業者比率は第1次産業における就業者比率が減少傾向、第3次産業比率が増加傾向にあります（図2.2.9）。

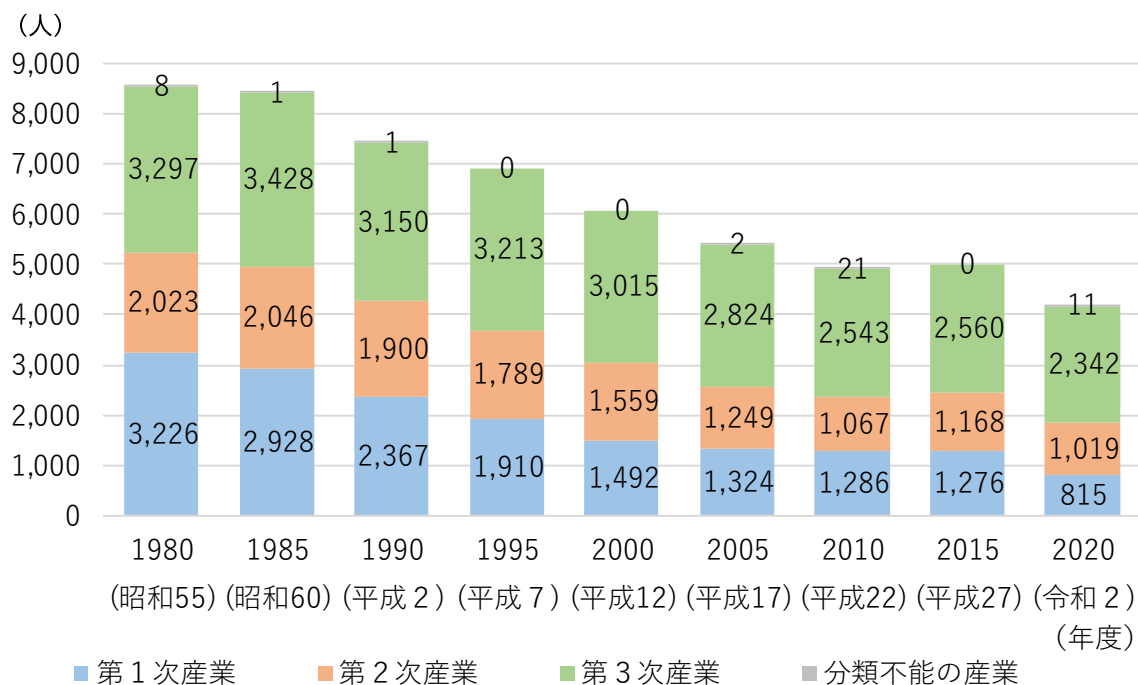


図2.2.8 本町の産業別人口

資料：国勢調査時系列データ

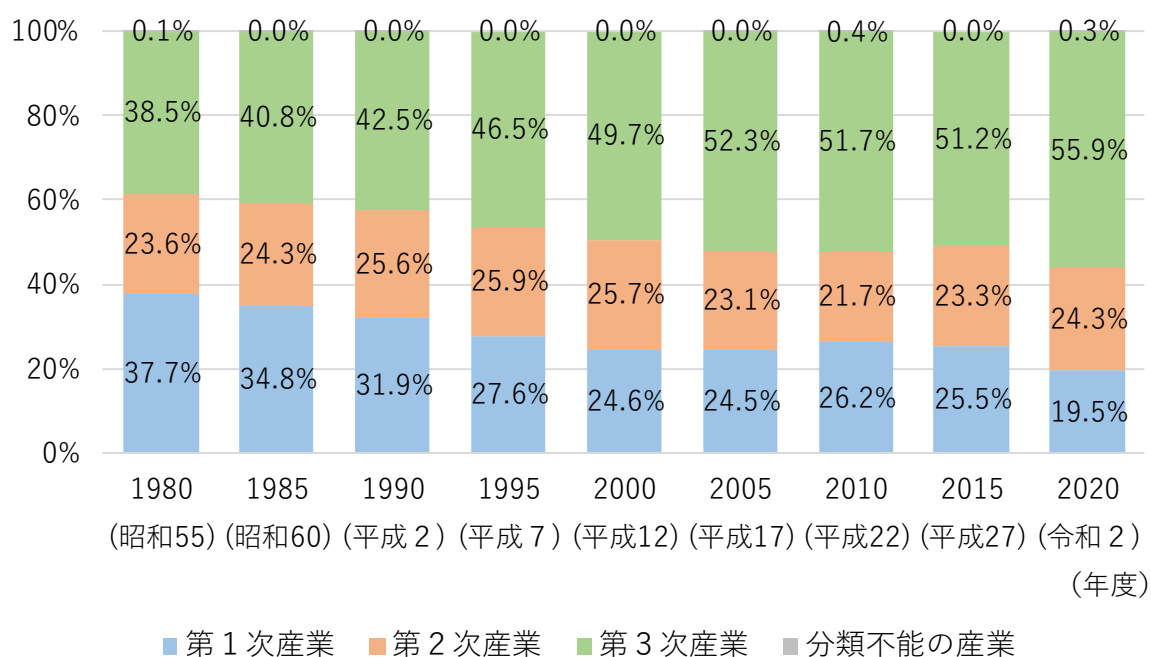


図2.2.9 本町の就業者比率

資料：国勢調査

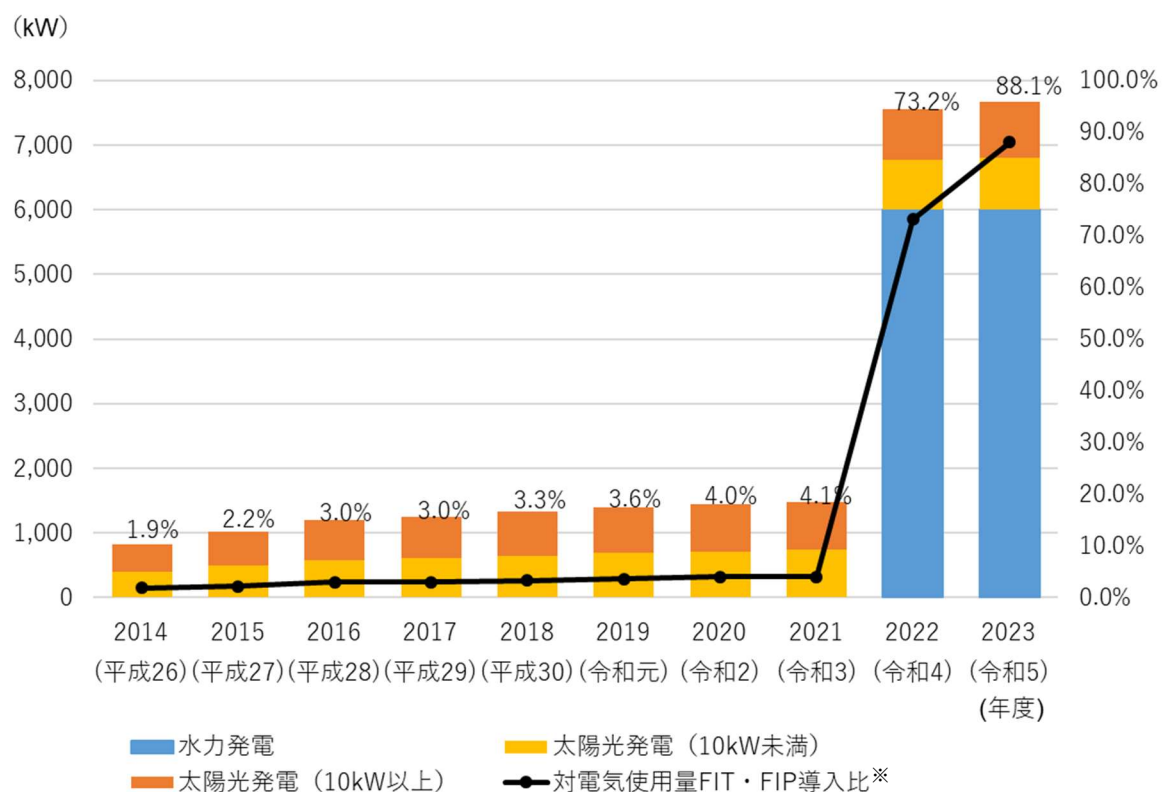


2.3 本町の再生可能エネルギーの状況

2.3.1 再生可能エネルギーの導入量

本町における FIT・FIP の認定を受けた再生可能エネルギー設備の導入量は、直近の 2023（令和 5）年度において、7,671kW となっています。内訳は、家庭用に分類される 10kW 未満の太陽光発電が 806kW、事業用に分類される 10kW 以上の太陽光発電が 865kW となっています。

2022（令和 4）年度に、既設導水路活用型リプレースにより水力発電所（東北電力（株）浅内発電所）6,000kW が稼働し、導入量が大きく増加しました。太陽光発電は概ね横ばい傾向となっています。（図 2.3.1）



※対電気使用量 FIT・FIP 導入比：FIT・FIP 認定を受けた発電設備による想定発電量（kWh/年）を、本町の電気使用量（kWh/年）で除した値です。必ずしも、全量が町内に供給されている（地消地産）電力ではないことに留意が必要です。

図 2.3.1 本町の再生可能エネルギー導入量の推移（FIT・FIP 認定分）

資料：自治体排出量カルテ（環境省）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト
（経済産業省 資源エネルギー庁）



2.3.2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

本町における再生可能エネルギー発電の導入ポテンシャルは、合計で 2,986,492kW(住宅用の太陽光発電(約 5 kW)に換算すると約 60 万軒分)となっています。主な内訳は、太陽光発電が 552,114kW (18.5%)、風力発電が 2,418,800kW (81.0%)、中小水力発電が 15,578kW (0.5%) となっています。(表 2.3.1)

表 2.3.1 本町の再生可能エネルギー発電の導入ポテンシャル

大区分	中区分	導入ポテンシャル (kW)	【参考】FIT・FIP 認定導入量 (kW)
太陽光	建物系	80,534	(765)
	土地系	471,580	(783)
	合計	552,114	1,671
風力	合計	2,418,800	—
中小水力	合計	15,578	6,000
再生可能エネルギー(電気)合計		2,986,492	7,671

資料：自治体排出量カルテ（環境省）



第3章 CO₂排出量及び吸収量の算定

3.1 CO₂排出量の算定

3.1.1 CO₂排出量の算定対象

本計画では、環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、本町全域を対象に CO₂ 排出量を部門・分野別に推計します。

また、対象とする部門・分野は、産業部門、業務その他部門（第3次産業に属する業種）、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

表 3.1.1 各部門・分野の CO₂ 排出量の算定対象となる活動（排出源）

部門・分野	活動の概要
産 業	製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー（電力・燃料）の使用に伴う排出。
業務その他	第3次産業に属する業種（事務所、店舗、ホテル、病院、公共施設等）におけるエネルギー（電力・燃料）の使用に伴う排出。
家 庭	家庭におけるエネルギー（電力・燃料）の使用に伴う排出。
運 輸	自動車、船舶、鉄道におけるエネルギー（電力・燃料）の使用に伴う排出。
廃 棄 物 （一般廃棄物）	一般廃棄物に含まれる化石資源由来のプラスチック類や合成繊維の焼却に伴う排出。

※自家用車の利用によって排出される CO₂ は運輸部門に配分される。

3.1.2 現況の CO₂ 排出量

本計画の基準年度である 2013（平成 25）年度の CO₂ 排出量は、98 千 t-CO₂ となっています。現況年度の 2021（令和 3）年度の 72 千 t-CO₂ と比較すると、26 千 t-CO₂ 減少（▲26.5%）しています。

CO₂ 排出量が減少した主な要因として、電力の脱炭素化（再生可能エネルギーの普及などによる電力の CO₂ 排出係数¹の低下）や設備機器の効率改善、人口減少等が挙げられます。

2021（令和 3）年度の本町の部門・分野別の CO₂ 排出量の内訳は、産業部門が 20 千 t-CO₂（27.8%）、業務その他部門が 10 千 t-CO₂（13.9%）、家庭部門が 17 千 t-CO₂（23.6%）、運輸部門が 22 千 t-CO₂（30.6%）、廃棄物分野（一般廃棄物）が 3 千 t-CO₂（4.2%）となっています。

¹ 東北電力（株）の CO₂ 排出係数は、2013（平成 25）年度は 0.591kg-CO₂/kWh、2021（令和 3）年度は 0.496kg-CO₂/kWh であり、16.1%低下した。

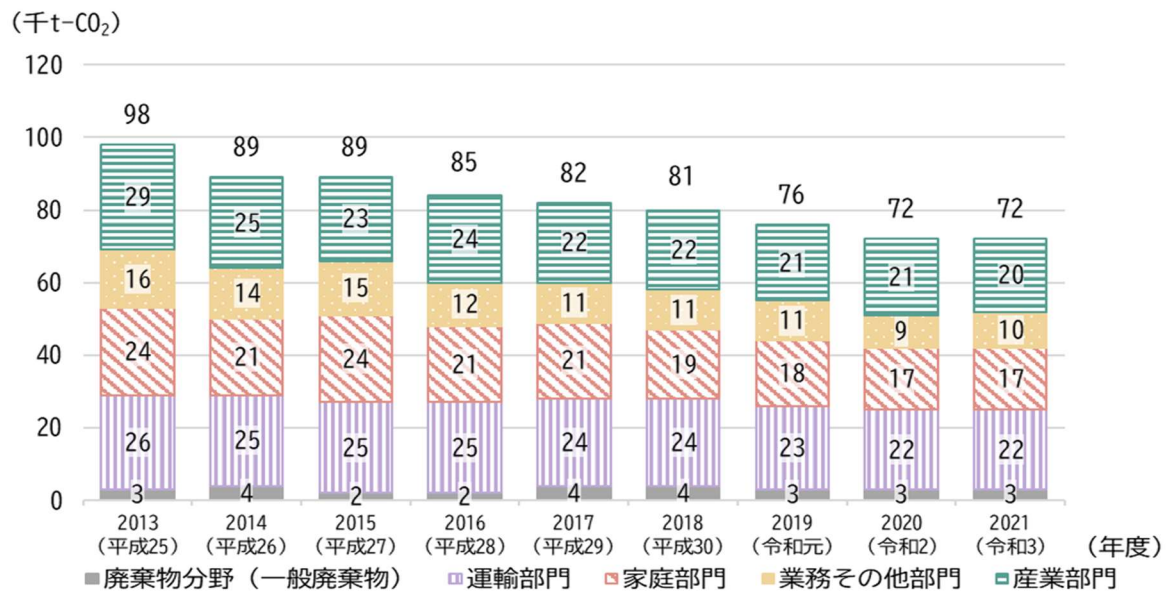


図 3.1.1 本町の部門・分野別の CO₂ 排出量の推移

資料：自治体排出量カルテ（環境省）

表 3.1.1 本町の部門・分野別の CO₂ 排出量の内訳

単位：千 t-CO₂

部門・分野		(年度)								
		2013 平成 25	2014 平成 26	2015 平成 27	2016 平成 28	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 令和元	2020 令和 2	2021 令和 3
CO ₂	産業部門	29	25	23	24	22	22	21	21	20
	製造業	10	11	11	10	9	10	9	10	11
	建設業・鉱業	1	1	1	1	1	1	1	2	2
	農林水産業	18	12	11	13	12	11	11	9	8
	業務その他部門	16	14	15	12	11	11	11	9	10
	家庭部門	24	21	24	21	21	19	18	17	17
	運輸部門	26	25	25	25	24	24	23	22	22
	自動車	25	24	24	24	24	23	22	20	20
	旅客	9	9	9	8	8	8	8	7	6
	貨物	16	15	15	15	15	15	14	13	13
	鉄道	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5
	船舶	0.01	0.02	0.07	0.2	0.2	0.8	0.6	1	1
	廃棄物分野 (一般廃棄物)	3	4	2	2	4	4	3	3	3
合 計		98	89	89	85	82	81	76	72	72
基準年度比変化率		—	▲9.2%	▲9.2%	▲13.3%	▲16.3%	▲17.3%	▲22.4%	▲26.5%	▲26.5%

※小数以下四捨五入の影響により、各項目の和は必ずしも合計値と一致しない。また、値が1未満の項目については、小数表記にしている。

資料：自治体排出量カルテ（環境省）



3.1.3 現況のCO₂排出量の全国、県平均との比較

本町の現況年度（2021（令和3）年度）の部門・分野別のCO₂排出量の割合を全国、県平均の値と比較します。

本町は、全国、県平均よりも家庭部門と運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）のCO₂排出量の割合が高くなっています。

一方、産業部門や業務その他部門のCO₂排出量の割合は全国、県平均よりも低くなっています。

本町の地球温暖化対策の推進に際しては、家庭部門や運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）におけるCO₂排出量の削減が特に重要と言えます。

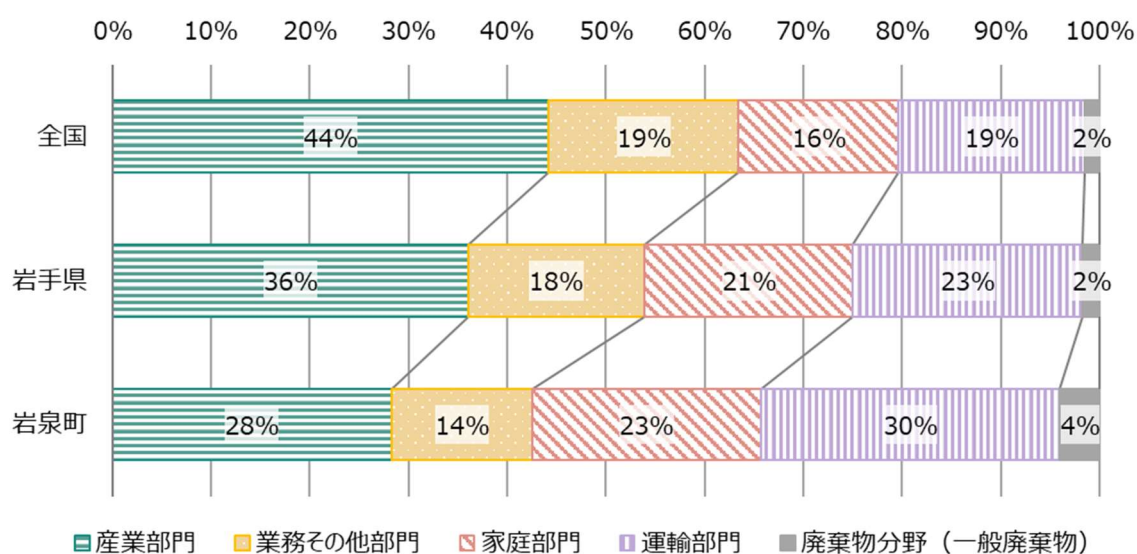


図 3.1.2 本町の部門・分野別のCO₂排出量の割合の全国、県平均との比較
資料：自治体排出量カルテ（環境省）



3.2 将来の CO₂ 排出量の算定

3.2.1 算定方法

本計画における CO₂ 排出量の削減目標や削減対策を設定するために、このままのなりゆきで社会経済状況が推移した場合（BAU シナリオ）における将来の CO₂ 排出量を算定します。BAU シナリオにおける将来の CO₂ 排出量は、現況よりも追加的な CO₂ 排出削減対策は織り込まず、人口予測や産業動向等を加味して算定します。

3.2.2 将来の CO₂ 排出量

本町の BAU シナリオにおける将来の CO₂ 排出量は、2030（令和 12）年度には計 69 千 t-CO₂、2040（令和 22）年度には計 63 千 t-CO₂、2050（令和 32）年度には計 58 千 t-CO₂ と算定されます。

基準年度の 2013（平成 25）年度と比較すると、2030（令和 12）年度には 29 千 t-CO₂ 減少（▲29.6%）、2040（令和 22）年度には 35 千 t-CO₂ 減少（▲35.7%）、2050（令和 32）年度には 40 千 t-CO₂ 減少（▲40.8%）となります。

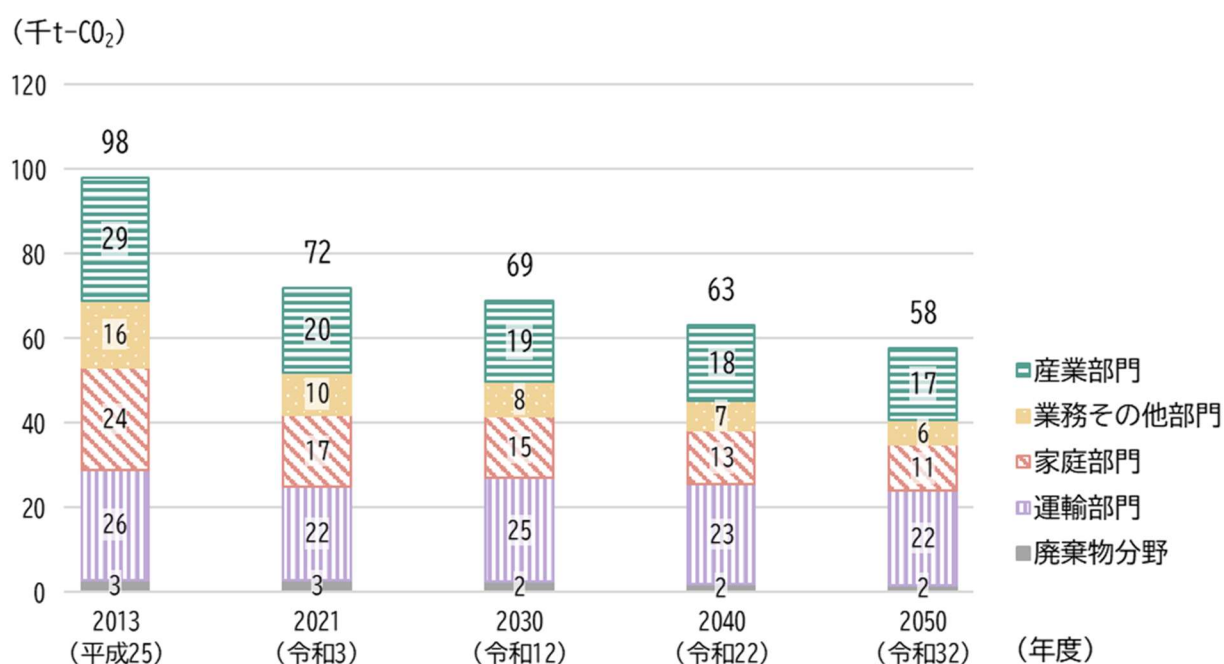


図 3.2.1 本町の BAU シナリオにおける将来の CO₂ 排出量の推移



3.3 森林による CO₂ 吸収量の算定

3.3.1 本町の森林面積

本計画では、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、「岩泉町森林整備計画」の対象森林における CO₂ 吸収量を算定対象とします。

対象森林面積は、本町の総面積の 93% を占める 91,468ha です。うち、民有林が 61,299ha（67.0%）、国有林が 30,169ha（33.0%）となっています。民有林のうち、針葉樹林が 20,719ha（33.8%）、広葉樹林が 38,680ha（63.1%）、その他が 1,900ha（3.1%）となっています。

3.3.2 森林による CO₂ 吸収量

本計画では、県内の森林による CO₂ 吸収量を本町の森林面積で按分して、本町の森林による CO₂ 吸収量を算定します。

本町の森林による CO₂ 吸収量は、基準年度（2013（平成 25）年度）において 105 千 t-CO₂、現況年度（2021（令和 3）年度）において、110 千 t-CO₂ と算定されます。

本町では、基準年度である 2013（平成 25）年度において、CO₂ 排出量（98 千 t-CO₂）を森林による CO₂ 吸収量（105 千 t-CO₂）が上回るマイナスカーボンの状態になっています。

表 3.3.1 本町の森林による CO₂ 吸収量

項目		岩手県	岩泉町
森林面積（ha）		1,175,000	91,468
森林吸収量 （千 t-CO ₂ ）	2013（平成 25）年度	1,350	105
	2021（令和 3）年度	1,416	110

資料：令和 5 年度いわての森林・林業概要（岩手県）、岩泉町森林整備計画、第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画



第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

4.1 CO₂排出量の削減目標の考え方

本町では、豊富な森林資源により町内で排出する CO₂ を上回る CO₂ 吸収量が確保され、カーボンニュートラルを達成している状況です。一方、地球環境を保全し持続可能な社会を築いていくためには、世界全体で地球温暖化をできる限り緩和する必要があるため、本町が有する豊かな地域資源を積極的に活用し、積極的に地球温暖化対策に取り組むことが望まれています。

また、本町が持続可能な地域となっていくためには、積極的に省エネルギーや再生可能エネルギーを導入し、町外に流出するエネルギー代金を抑制するとともに、災害に強いまちづくりや産業のブランド化、付加価値の向上などに取り組むことが必要です。合わせて、森林の計画的な保全管理による CO₂ 吸収・固定対策に取り組み J-クレジット制度による町外からの収入などを得ながら、地球温暖化対策を通じて生み出した価値や効果を地域に還元していくことも必要です。

金銭的な価値以外にも、住宅などの断熱・気密性能の向上に取り組むことにより、高血圧の抑制や呼吸器疾患の予防、熱中症の抑制など、健康増進による生活の質の向上も期待されます。これらのメリットを享受して持続可能な地域づくりを推進するため、本町では国の目標を上回る意欲的な目標を設定します。

4.2 CO₂排出量の削減目標

本町では、CO₂ 排出量を森林吸収量が上回るマイナスカーボンの拡大を目指します。

目標値（削減率）は、基準年度である 2013（平成 25）年度の CO₂ 排出量 98 千 t-CO₂ から森林による CO₂ 吸収量を差し引いたネット方式により設定します。

ネット方式によると、2013（平成 25）年度の削減率は、▲107%となります。

本計画では、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入による削減対策と森林の CO₂ 吸収量の持続的管理を推進し、2030（令和 12）年度にネット方式で 149 千 t-CO₂ 削減（▲150%）とすることを目標とします。

また、さらなる削減対策や再生可能エネルギーの地消地産を図るとともに、森林の CO₂ 吸収量や技術革新による削減を踏まえて、2050（令和 32）年度にネット方式で 198 千 t-CO₂ 削減（▲200%）とすることを長期目標とします。

表 4.2.1 本町の CO₂ 排出量の削減目標

基準年度 2013（平成 25）年度	計画目標年度 2030（令和 12）年度	長期目標年度 2050（令和 32）年度
排出量 98 千 t-CO ₂ (削減量 0 千 t-CO ₂) 吸収量 105 千 t-CO ₂	排出量 59 千 t-CO ₂ (削減量 39 千 t-CO ₂) 吸収量 110 千 t-CO ₂	排出量 10 千 t-CO ₂ (削減量 88 千 t-CO ₂) 吸収量 110 千 t-CO ₂
▲107% (計 105 千 t-CO ₂ 削減)	▲150% (計 149 千 t-CO ₂ 削減)	▲200% (計 198 千 t-CO ₂ 削減)



再生可能エネルギーの地消地産

東日本大震災やエネルギー（電気や燃料）価格の高騰などをきっかけに、今までの大規模・集中型のエネルギーから小規模・分散型のエネルギーへの転換や再生可能エネルギーの地消地産が注目されています。

再生可能エネルギーの地消地産とは、太陽光や風力など地域の特徴にあった再生可能エネルギー発電し、発電した電気をその地域で消費することです。

地域の電力需要に合わせて設備を導入でき、小規模・分散型のエネルギーとなるため、CO₂の排出削減だけでなく、非常時のエネルギー供給の確保やエネルギーの効率的な活用に繋がります。

また、地域外に支払っていたエネルギー代金が削減されるため、削減した費用を地域課題解決に充てる等の効果も期待できます。

このような再生可能エネルギーの地消地産の実現に向けた取組の一つとして、自治体やエネルギー会社等の共同出資による「自治体新電力」等の地域新電力が各地で設立されています。

地域住民や公共施設の電気の売買契約先が地域新電力となることで、再生可能エネルギーの地消地産や地域内の経済循環がさらに推進されることが期待されています。



資料：資源エネルギー庁 HP

画像出典）環境省 HP



4.2.1 再生可能エネルギーの導入目標

本町の豊富な再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを活用し、エネルギーの地消地産による本計画の CO₂ 排出量の削減目標の達成及び広域的な再生可能エネルギーの普及を図るため、再生可能エネルギーの導入目標を設定します。

本計画の再生可能エネルギー導入目標は、2023（令和 5）年度に策定した「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」と整合を図ります。

本計画では、2030（令和 12）年度までに再生可能エネルギー（電気）を計 205,000kW、再生可能エネルギー（熱）を計 5,000kW 導入することを目標とします。

また、2050（令和 32）年度までに再生可能エネルギー（電気）を計 617,000kW、再生可能エネルギー（熱）を累計 7,000kW 導入することを長期目標とします。

表 4.2.2 本町の再生可能エネルギーの導入目標

単位：kW

種別		2030 (令和 12) 年度	2050 (令和 32) 年度	(参考) 導入ポテンシャル等
電気	風力発電	200,000	600,000	2,418,800
	水力発電	2,000	5,000	15,578
	バイオマス発電	1,000	2,000	※15,875
	太陽光発電	2,000	10,000	552,114
	合計	205,000	617,000	3,002,397
熱	バイオマス熱利用	5,000	7,000	※167,638

※バイオマス発電及びバイオマス熱利用の値は、賦存量を示しています。



4.2.2 省エネルギー化の目標

化石燃料の使用を抑制するとともにエネルギー使用量の削減を図り、町外へのエネルギー代金の流出抑制や建物の断熱性能の向上を通じた健康増進等を図るため、省エネルギー化の目標を設定します。

本計画の省エネルギー化の目標は、国等と連携した省エネルギー対策やエネルギー利用の効率化の取組による CO₂ 排出量の削減見込み量とします。

本町の CO₂ 排出量の削減見込み量は、国の「地球温暖化対策計画」で示されている省エネルギー対策における CO₂ 排出量の削減見込み量を基準に、2030（令和 12）年度における国内の人口予測値に対する本町の人口予測値の比を乗じて算定しました。

また、2050（令和 32）年度については、2050（令和 32）年度における国内の人口予測値に対する本町の人口予測値の比を乗じて算定しました。

本計画では、国等と連携した省エネルギー対策やエネルギー利用の効率化の取組により、2030（令和 12）年度に 6 千 t-CO₂ 削減することを目標とします。

また、2050（令和 32）年度に 11 千 t-CO₂ 削減することを長期目標とします。

表 4.2.3 本町の省エネルギー化の目標

単位：千 t-CO₂

項目	2030 （令和 12）年度	2050 （令和 32）年度
国等と連携した省エネルギー対策や エネルギー利用の効率化 CO ₂ 削減量	6	11



断熱性能の向上による健康増進効果

断熱性と気密性の向上した住宅では、常に換気を行うようにすることが重要です。住宅内に少量の空気の流れを絶えず作るようにすると、室内および部屋間の温度が均一化となり、快適性が向上するだけでなく、シックハウスや結露対策としても効果を発揮します。

特に、冬は効率的に家全体を暖められるので、急激な温度変化によるヒートショックによる心筋梗塞等の事故を防ぐ効果もあります。



資料：資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」
画像出典）環境省「ライフスタイルイノベーション」サイト



第5章 目標達成に向けた施策・取組

5.1 施策・取組の基本方針と体系

本計画の目標達成に向けて、「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」と整合を図り、次の4つの基本方針と施策・取組を設定します。



図 5.1.1 計画の基本方針と施策・取組の体系



5.2 施策・取組の内容

5.2.1 基本方針 1 持続可能なエネルギーをつくる

本町では、風力や水力、バイオマス、太陽光などの再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、環境と調和した新たなエネルギーの創出を促進します。発電時に CO₂ を排出しない再生可能エネルギーの地消地産を図り、町内の脱炭素化に取り組みます。

また、分散型の再生可能エネルギーを導入して災害時などでも利用できるエネルギーを確保し、非常時に備えるとともに、復旧・復興時の地域のレジリエンスの強化を図ります。

(1) 再生可能エネルギーの地消地産

具体的な取組例	町民	事業者	町
町内で発電した再生可能エネルギー電力を、町内で消費することにより、エネルギー代金の循環を促進します。	●	●	●
FIT 期間の満了を迎えた再生可能エネルギー設備（卒 FIT）で発電した電力の町内での利用を促進します。	●	●	●
ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の導入や電力式農業機器類の導入等により、農業経営での再生可能エネルギー生産と消費の仕組みを検討します。	●	●	●

(2) 地域と親和性の高い再生可能エネルギー発電の導入促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
住宅や事業所、公共施設への太陽光発電・太陽熱設備の導入に努めます。	●	●	●
PPA モデルなど、再生可能エネルギー導入にあたって初期コストを低減できる方策の周知・普及に努めます。		●	●
地域の自然環境や景観等へ配慮した風力発電、水力発電等の適正な導入に努めます。	●	●	●
小規模分散型の太陽光発電、マイクロ風力発電、マイクロ水力発電、バイオマス発電等の導入可能性を検討します。		●	●
ペロブスカイト太陽電池や垂直型太陽光発電などの新技術の導入可能性を検討します。	●	●	●
再生可能エネルギー導入に適した地域を抽出するゾーニングを実施します。			●



(3) 木質バイオマスの熱利用の促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
住宅や事業所、公共施設への木質バイオマスの熱エネルギー利用設備（薪ストーブやペレットボイラー等）の導入に努めます。	●	●	●
木質バイオマスによる地域熱供給事業を推進します。		●	●

(4) 分散型エネルギーシステムによる地域のレジリエンス向上

具体的な取組例	町民	事業者	町
住宅や事業所、公共施設への太陽光発電や蓄電池（EV 含む）の導入を促進し、自立分散型電源の普及拡大を推進します。	●	●	●
電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）等の次世代自動車の導入を検討するとともに、蓄電した電力を建物で利用できる充放電設備（V2H）等の導入を検討します。	●	●	●
電気自動車（EV）の充電スタンド等のインフラ設備の充実に努めます。		●	●
複数の分散型エネルギー設備を統合的に運用する仮想発電所（VPP）や、非常時でも地域内の分散型エネルギー設備を運用することでエネルギー供給が可能になる地域マイクログリッドの構築を推進します。		●	●

(5) 地域の産業としての再生可能エネルギー事業の促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
再生可能エネルギー設備の維持管理（O&M）を担える事業者の育成や、再生可能エネルギーを活用して付加価値を生み出すことによる地域の産業力の強化などを促進します。		●	●
再生可能エネルギーの積極的な導入と省エネルギーの取組により生じた、地域産エネルギーの余剰分を他地域へ販売し、域外からの収入を得る仕組みの構築を検討します。	●	●	●



FIT 制度とは？

FIT 制度（Feed In Tariff：固定価格買取制度）とは、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。FIT 制度の期間が終了した後（卒 FIT）は、同じ設備で再び FIT の認定を受けることはできませんが、電力会社への売電を継続したり、完全自家消費に切り替えたりなど、いくつかの選択肢から選ぶことが可能です。



資料：経済産業省・資源エネルギー庁 HP

VPP とは？

VPP（Virtual Power Plant：仮想発電所）とは、複数のエネルギーリソース間の電力の需給バランスを統合的に調整し、あたかも一つの発電所のように機能を持たせることができる仕組みです。

エネルギーリソースには、太陽光発電や燃料電池（コージェネレーション）等の発電設備、蓄電池や電気自動車といった蓄電設備、需要家の生産設備の節電能力等が含まれます。

VPP のメリットの一つとして、地域の太陽光発電所等で発電した電力を有効に活用し、再生可能エネルギーによる電力をより安定的に供給できることが挙げられます。また、特定の発電所からの電力供給が停止した場合でも、他の発電所からの電力を調達して供給ができるため、災害時等においてもエネルギーを確保することが可能です。

資料：経済産業省・資源エネルギー庁 HP



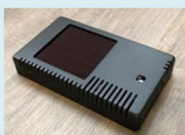
新しい太陽光発電 ～ペロブスカイト太陽電池～

今までの太陽電池は耐久性があり、太陽光を電気に変換する効率が良い一方、ガラスが使われているために重く、平地面積の少ない日本で、太陽光発電の設備を設置するための物理的な適地の制約があることが課題でした。

ペロブスカイト太陽電池は、小さな結晶の集合体が膜になっているため薄くて軽く、折り曲げやゆがみに強いなどの特性があり、これまでの技術では設置が難しかった場所にも導入できるものとして期待が高まっています。また、主原料のヨウ素は、日本の生産量が世界シェアの約 3 割（世界第 2 位）であり、経済安全保障の面でもメリットがあります。

屋内・小型

IoTデバイス等、特定用途の比較的小型な機器類に貼る太陽電池



（出典）エネコトテクノロジーズ

- ・ 短寿命の機器への用途であれば、**耐久性の課題は発電用途に比べてハードルが低く、大面積生産技術が確立されることで、小型・高付加価値といった展開が期待される。**
- ・ ユーザー等との連携による、**独自性・高付加価値を追求することが市場獲得に不可欠。**

軽量・フレキシブル型

既存の太陽電池では設置が困難な場所（壁面、耐荷重が小さい屋根等）に設置

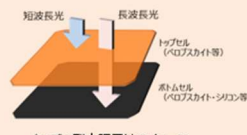


（出典）積水化学工業

- ・ 高い耐久性と高い歩留まりが求められることから、**量産化へのハードルは高いものの、既存の太陽電池ではアプローチできなかった場所に設置でき、太陽光の導入量の増加に寄与。**
- ・ **量産可能な製造技術が鍵。**日本は**耐久性に関する特許でリードしており、特許化に適さない製造ノウハウの蓄積が不可欠。**

超高効率型

高いエネルギー密度が求められる分野



タンデム型太陽電池のイメージ

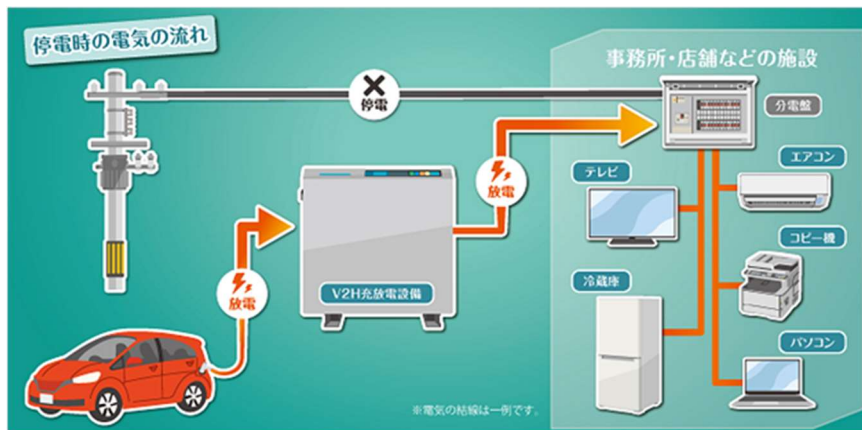
- ・ 設置面積の制限などから、高いエネルギーが求められる分野（交通・航空等）では、従来よりも**超高効率なタンデム型の開発が必須。**
- ・ **超高効率のメリットに合う価格を実現可能な低コスト化が鍵。**高い耐久性と高い歩留まりが求められることから、**量産化へのハードルは高い。**

資料：資源エネルギー庁 HP

画像出典）資源エネルギー庁 HP

V2H とは？

「車（Vehicle）から家（Home）へ」を意味するこの言葉は、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV）へ蓄えられた電力を、家庭用電源としても有効活用する考え方のことです。放電（給電）機能は災害等による停電時のレジリエンス（回復力、復元力）を向上します。



資料：一般社団法人次世代自動車振興センターHP

画像出典）一般社団法人次世代自動車振興センターHP



5.2.2 基本方針2 CO₂吸収源の確保

本町は、豊富な森林を有し、林業が盛んであるとともに林産物にも恵まれています。

町の誇りである美しい緑は、CO₂の吸収源として重要な資源となっています。この森林を適切に管理し、本町が目指すマイナスカーボンのまちづくりの基盤とします。

森林の適切な管理を促進するためには、町産材や間伐材の利用を促進し、需要と供給のバランスを図ることも重要です。

また、近年は海草や海藻が吸収するCO₂（ブルーカーボン）への期待も高まっています。地球温暖化による海水温の上昇に伴い、ウニの食害などによる磯焼けが進行し、藻場が減少する影響が出ています。本町では、CO₂吸収源を確保するため、藻場の保全にも取り組みます。

（1）森林の多面的機能を高める適切な森林管理・整備等の推進

具体的な取組例	町民	事業者	町
FSC [®] 森林認証に基づく森林管理を推進します。		●	●
再造林や植樹活動、間伐などの適切な整備により、持続可能な森林資源の保全に努めます。	●	●	●
庭やベランダ、事業所等の屋上・壁面の緑化、公園や河川敷等の緑化に取り組みます。	●	●	●

（2）町産材や間伐材の利活用の促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
町産材や間伐材を利用した商品等を積極的に選択・購入することを通じて、CO ₂ 吸収源となる森林の適切な管理・保全を促進します。	●	●	●
町産材や間伐材を利用した商品等の開発に取り組み、CO ₂ 吸収源となる森林の適切な管理・保全を促進します。		●	●

（3）藻場の保全によるブルーカーボンの創出

具体的な取組例	町民	事業者	町
藻場の保全や再生に取り組み、CO ₂ 吸収量（ブルーカーボン）の確保を促進します。		●	●
磯焼けの原因と考えられるウニの再生可能エネルギーを活用した畜養等を推進し、CO ₂ 吸収源の保全と地域の水産業の付加価値向上などを促進します。		●	●



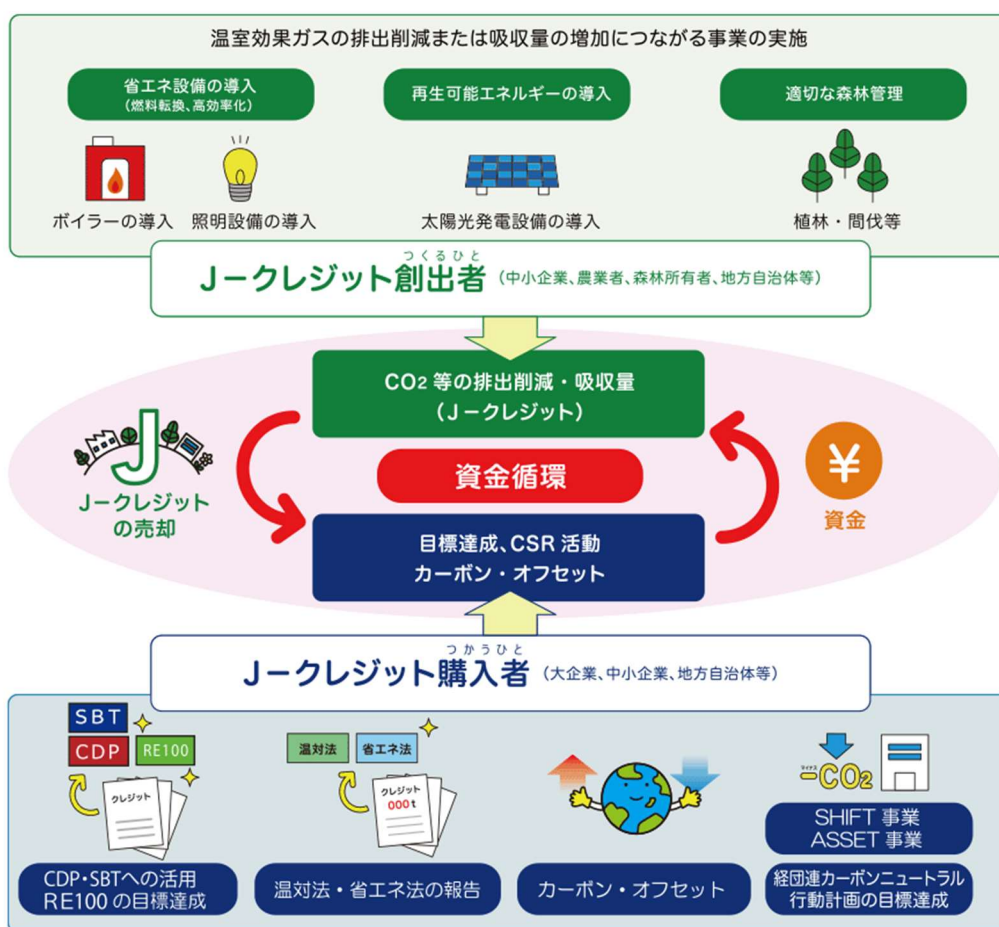
(4) CO₂吸収源のクレジット化

具体的な取組例	町民	事業者	町
J-クレジット制度を利用して他地域の事業者にクレジットとして販売することを通じて、森林による CO ₂ 吸収源の適切な保全・管理を促進します。		●	●
本町の豊富な森林資源を活用し、市場を通さずに直接カーボン・オフセットに取り組める森林 CO ₂ 吸収量認証の仕組み（特定者間完結型カーボン・オフセット）等により、CO ₂ 排出量が多い都市部の自治体や事業者等と連携した地球温暖化対策を促進します。		●	●
J ブルークレジット [®] 制度を利用して町沿岸の藻場による CO ₂ 吸収量を他地域の事業者にクレジットとして販売することを通じて、海洋生態系による CO ₂ 吸収源の適切な保全・管理を促進します。		●	●



J-クレジット制度とは？

日本における温室効果ガスの排出削減や吸収に関する取組を促進するための制度です。具体的には、企業や団体が行った温室効果ガスの削減や森林の保全・再生などの活動に対して、一定の単位「クレジット」が与えられます。このクレジットは、他の企業や団体が自らの排出量を削減する代わりに購入することができ、結果として全体の温室効果ガスの排出削減を促進する仕組みです。J-クレジット制度は、国内外の環境政策とも連携しており、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にも貢献しています。



資料：J-クレジット HP（経済産業省）

画像出典：J-クレジット HP（経済産業省）



5.2.3 基本方針3 エネルギーや資源を効率的に利用する

町内で発電した再生可能エネルギーを大切に利用するとともに、化石燃料の使用を減らして町外へのエネルギー代金の流出を抑制するため、エネルギーや資源の効率的な利用を促進します。

また、住宅の断熱性能を向上させる省エネルギー対策は、エネルギー代金の抑制だけではなく、住宅内の温度差を緩和して高血圧や付随する脳卒中などのリスクを低減するとともに、窓の結露を防ぎ、カビによる呼吸器疾患を予防するなどの健康増進効果が期待されます。

(1) エネルギー使用状況の「見える化」の促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
住宅や事業所等のエネルギーの使用状況を「見える化」する「うちエコ診断」や事業者向けの省エネルギー診断の受診に努め、CO ₂ 排出量の削減やエネルギー代金の低減に向けた対策を把握します。	●	●	●
エネルギーモニターやエネルギーマネジメントシステム（HEMS、BEMS 等）の導入を検討し、消費エネルギーの「見える化」によるエネルギー管理に努めます。	●	●	●

(2) CO₂排出量の少ない製品やサービスの選択、生活様式の普及促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
商品の買換え、サービスの利用等の生活の場面で、「デコ活」を意識し、地球温暖化対策に資する行動を心がけます。	●	●	●
照明等をこまめに消す、冷暖房の設定温度に気を付ける、クールビズ、ウォームビズの励行など省エネルギーに努め、脱炭素型のライフスタイルへの転換を目指します。	●	●	●
宅配ボックスの活用などを通じて、再配達による CO ₂ 排出量の削減に取り組みます。	●	●	●
移動の際は、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。	●	●	●
省エネルギー行動に関する情報収集や普及啓発を推進します。	●	●	●
夏の節電やライトダウンキャンペーン等の節電・省エネルギーイベント等を推進します。			●



(3) エネルギー効率が優れた設備・機器の利用及び住宅や事業所等の断熱性能の向上の促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
住宅や事業所、公共施設への省エネルギー設備・家電（空調、LED照明、給湯設備等）の導入に努めます。	●	●	●
業務用の設備・機器について、運転・操作方法の改善やハイブリッド型の設備・機器の導入等により、省エネルギー化に努めます。		●	●
住宅や事業所、公共施設の新築、増改築時に際し、省エネルギーに配慮したゼロエネルギー住宅（ZEH）、ゼロエネルギービル（ZEB）等の脱炭素型の住宅について検討します。	●	●	●
住宅・事業所・公共施設の新築、増改築時等に際し、断熱性能、気密性の向上に努めます。	●	●	●

(4) ごみの減量化及びリサイクル等の促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
必要以上の包装を減らす、マイバッグを持参するなど、ごみの発生抑制に取り組みます。	●	●	●
フリーマーケットの活用などにより、使用できる製品のリユースに取り組みます。	●	●	●
ごみの分別を徹底し、リサイクルや循環経済（サーキュラーエコノミー）の形成を促進します。	●	●	●
フードバンクの活用などにより、食品ロスの抑制に取り組みます。	●	●	●
再生資材やバイオマスプラスチック等、環境に配慮した原材料の調達・利用に取り組みます。		●	●
グリーン購入やグリーン調達に取り組みます。	●	●	●
リユース事業者との連携協定により、リユース活動を促進します。	●	●	●



家庭エコ診断とは？

家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、専用のソフトを使用し、地球温暖化や省エネルギー家電などに関する幅広い知識を持った診断士が居住地の気候やライフスタイルに合わせて無理のない省エネルギー対策を提案・アドバイスする制度※です。

県内では、岩手県地球温暖化防止活動推進センターなどで申し込むことができます。

また、気軽に診断結果を知りたい方向けに、インターネット上で診断できる「うちエコ診断 WEB サービス」があります。5分程度の簡単な診断や、省エネルギー家電に買換えた場合のシミュレーションができます。※「家庭エコ診断制度」といいます。

うちエコ診断でできること



ポイント1 エネルギー消費状況の把握(立ち位置の確認)



ご家庭のエネルギー消費状況や光熱費を「見える化」し、他の世帯と比べて使い過ぎているかチェックできます

➡ お住まいの地域でのランキングが分かります

ポイント2 CO₂の排出内訳の分析(CO₂の見える化)



CO₂の排出内訳で「どこから、どのくらいCO₂が出ているか」をチェックできます

➡ 給湯や暖房など、エネルギーを使いすぎている場所が分かります

ポイント3 分野別対策検討(具体策の認知)



診断士による具体的な対策提案で、ご家庭のライフスタイルに合わせたアドバイスが受けられます

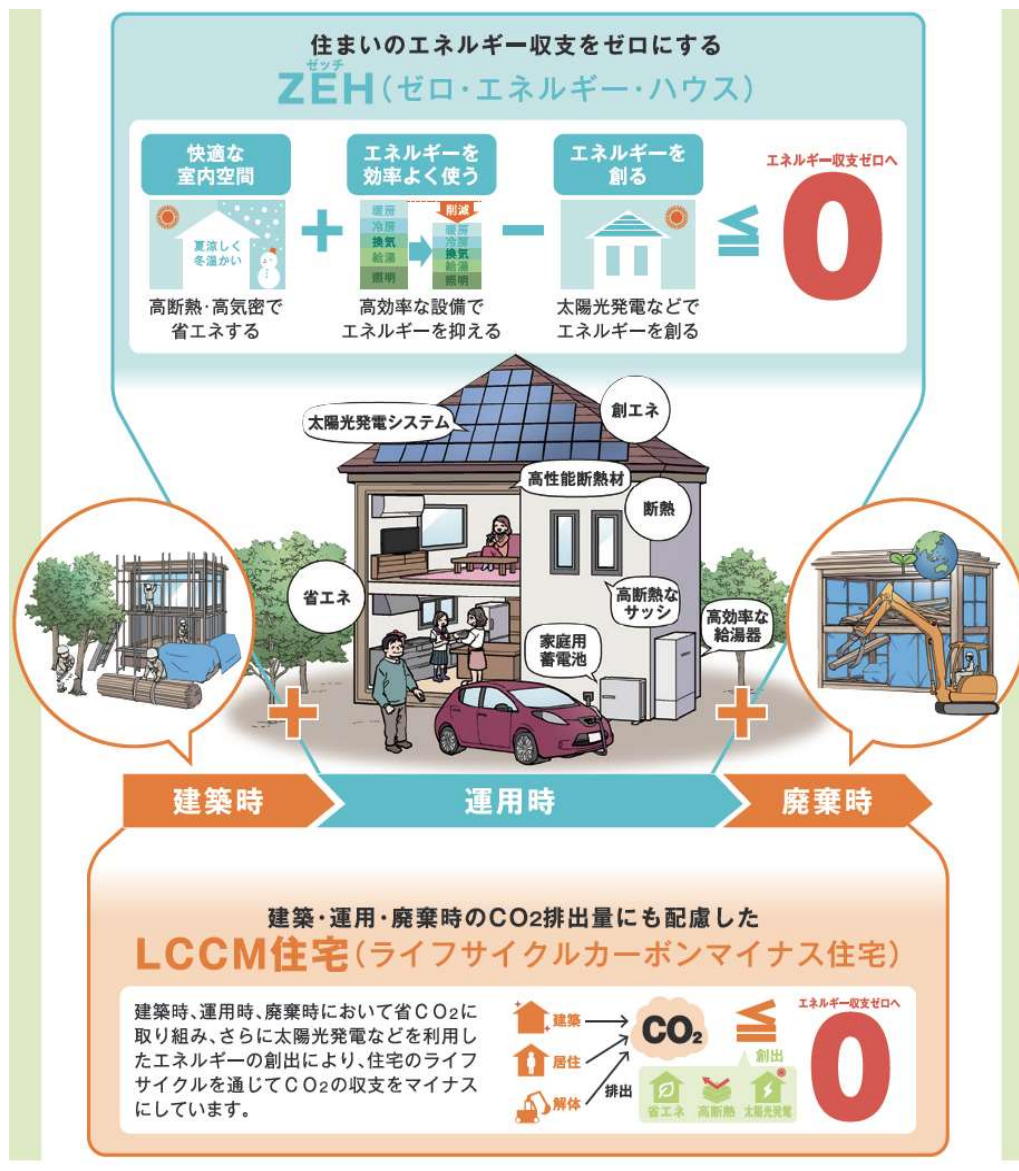
➡ 対策をすることで、どのくらいCO₂・光熱費が下がるのかが分かります

画像出典) 環境省 HP



ZEH（ゼッチ）とは？

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語です。
建物の断熱化や省エネルギー設備の使用によって使うエネルギーを減らすとともに、再生可能エネルギーで使う分のエネルギーを創ることで、年間で消費するエネルギーの量を減らす（ネット・ゼロにする）ことを目指した住宅のことです。



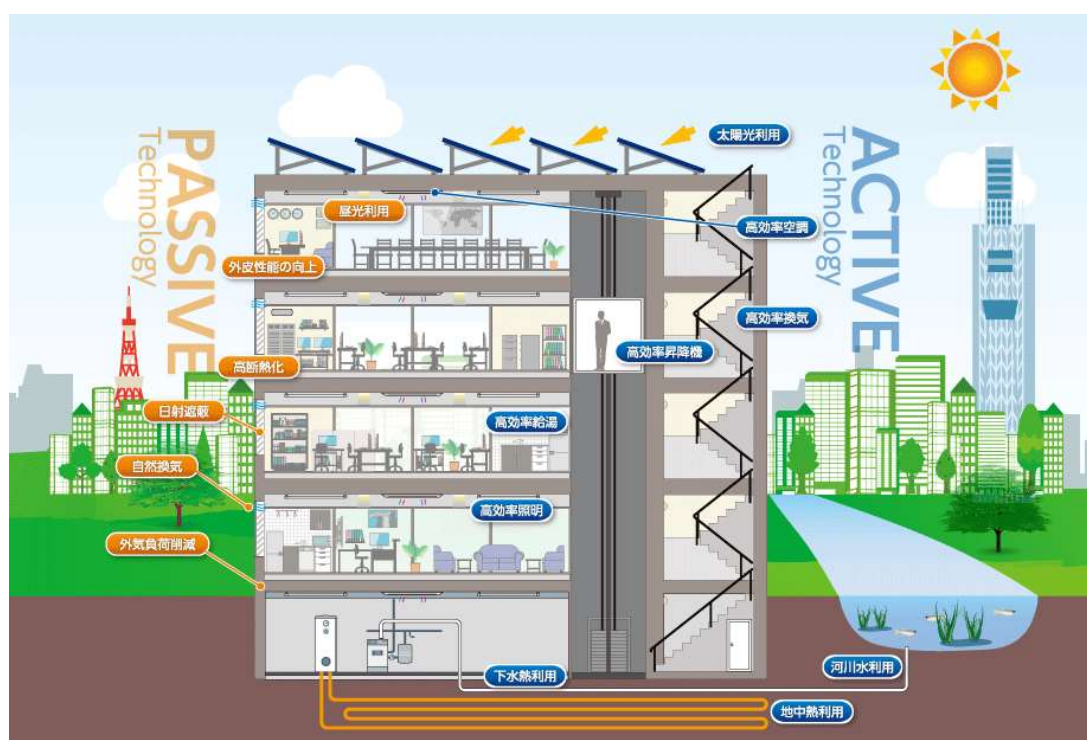
資料：資源エネルギー庁 HP

画像出典）国土交通省 HP



ZEB（ゼブ）とは？

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略語です。建物の断熱化や省エネルギー設備の使用によって使うエネルギーを減らすとともに、再生可能エネルギーで使う分のエネルギーを創ることで、年間で消費するエネルギーの量を減らす（ネット・ゼロにする）ことを目指した建物のことです。エネルギー消費量の削減割合に応じて複数の分類があります。



資料：資源エネルギー庁 HP

画像出典）環境省 HP

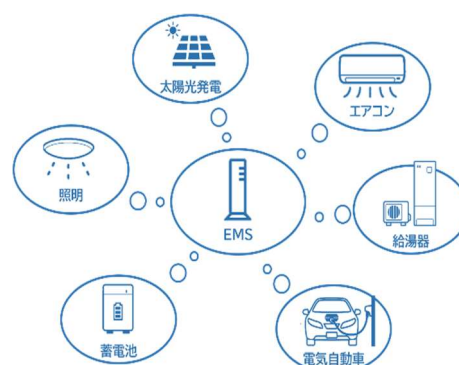


EMS とは？

EMS とは「エネルギーマネジメントシステム」の略語です。

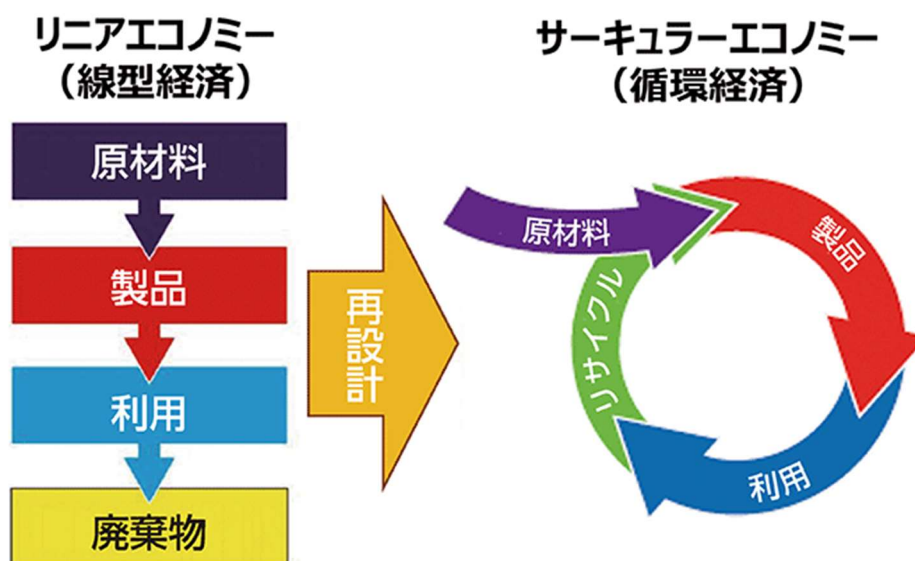
建物のエネルギー使用状況を専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することによって、建物の快適性や省エネルギーを支援するシステムです。

政府は、2030（令和 12）年までにすべての住宅に家庭向け EMS（HEMS）を普及させることを目指しています。



サーキュラーエコノミーとは？

サーキュラーエコノミーとは、(circular economy) の略語で、日本語で「循環経済」、「循環型経済」と訳される新しい経済システムのことです。従来の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

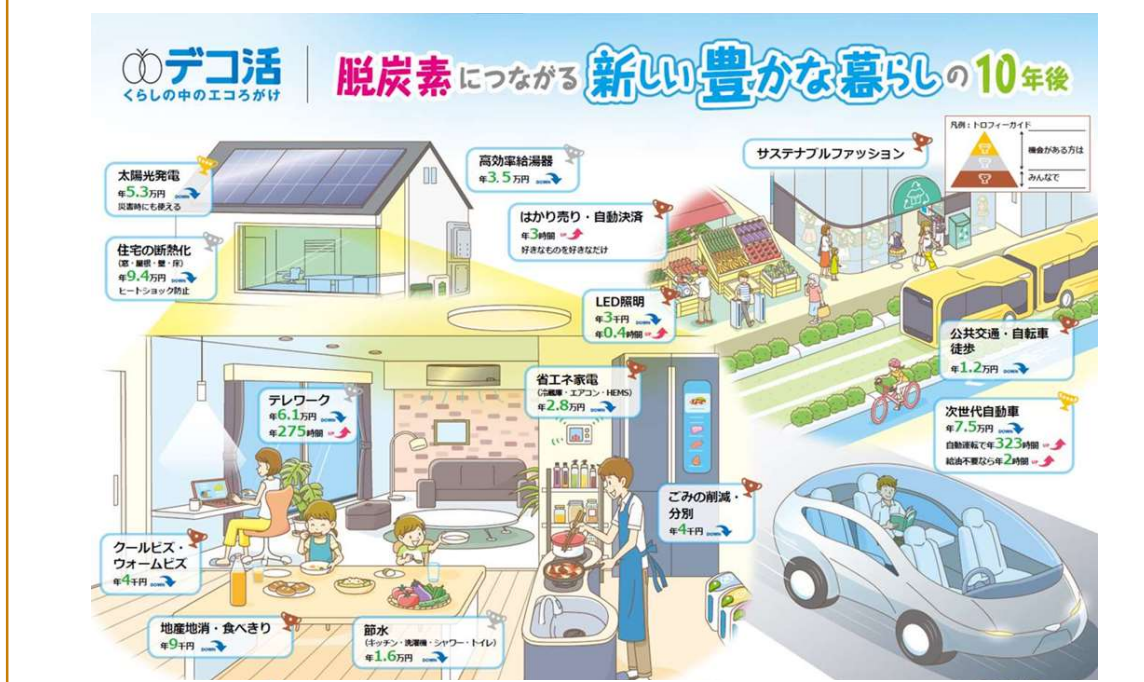


資料：環境省 HP



「デコ活」を始めよう！

デコ活とは 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けた、国民・消費者の行動変容やライフスタイル変革を強力に後押しする、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

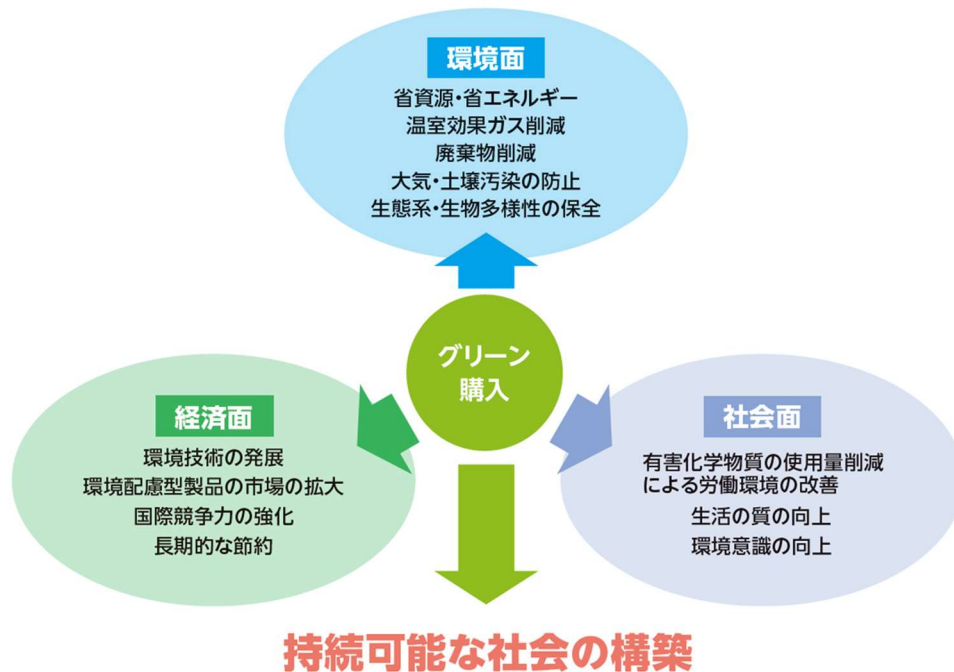


資料：環境省 HP



グリーン購入とは？

製品やサービスを購入する際に環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。



出典：グリーン購入法（2017（平成 29）年 2 月）（環境省）



5.2.4 基本方針4 町を元気にする・次世代につなぐ

本町は、脱炭素に関する普及啓発や地域の合意形成を推進し、町の資源を生かした再生可能エネルギー事業の創出を促進します。事業により得られた収益は、地域の課題解決や地域の経済発展に活用します。

地域と調和した再生可能エネルギーと本町が有する豊かな自然環境を未来の子どもたちへとしっかりと継承し、「森と水のシンフォニー」がいつまでも響き渡るような持続可能な町を育みます。

(1) 情報発信及び環境・エネルギー教育等の促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
地球温暖化に関する情報の収集と自発的な地球温暖化対策を実践します。	●	●	●
温暖化対策に取り組む地域の市民団体、事業活動等における環境保全活動等に関して、広報紙、Web サイト等を活用した情報発信を促進します。	●	●	●
環境保全活動やエネルギーに関するイベント等を開催し、積極的に参加します。	●	●	●
世代や立場等に応じて、地球温暖化対策に関する環境教育・学習の場を創出します。		●	●

(2) 戦略的な行動変容の促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
本町が取り組む（チャレンジする）再生可能エネルギーの推進について、シンボルマークとして表現するなどして、様々なツールや機会を利用しながら取組への意識醸成を促進します。	●	●	●
町民や事業者、団体等に対する講演会や勉強会等の実施を通じて、取組の理解者・賛同者を得ながら、町が一体となった地球温暖化対策を促進します。	●	●	●
児童や生徒に対して、町が取り組む再生可能エネルギーの導入施策や導入による効果等の啓発活動を実施します。	●	●	●
町民や事業者等に対する普及啓発を促進するため、本町の再生可能エネルギーの推進施策の目的や内容について、町職員に対して、啓発活動を実施します。			●



(3) 町民や事業者と一体となった協議会等の構築と運営

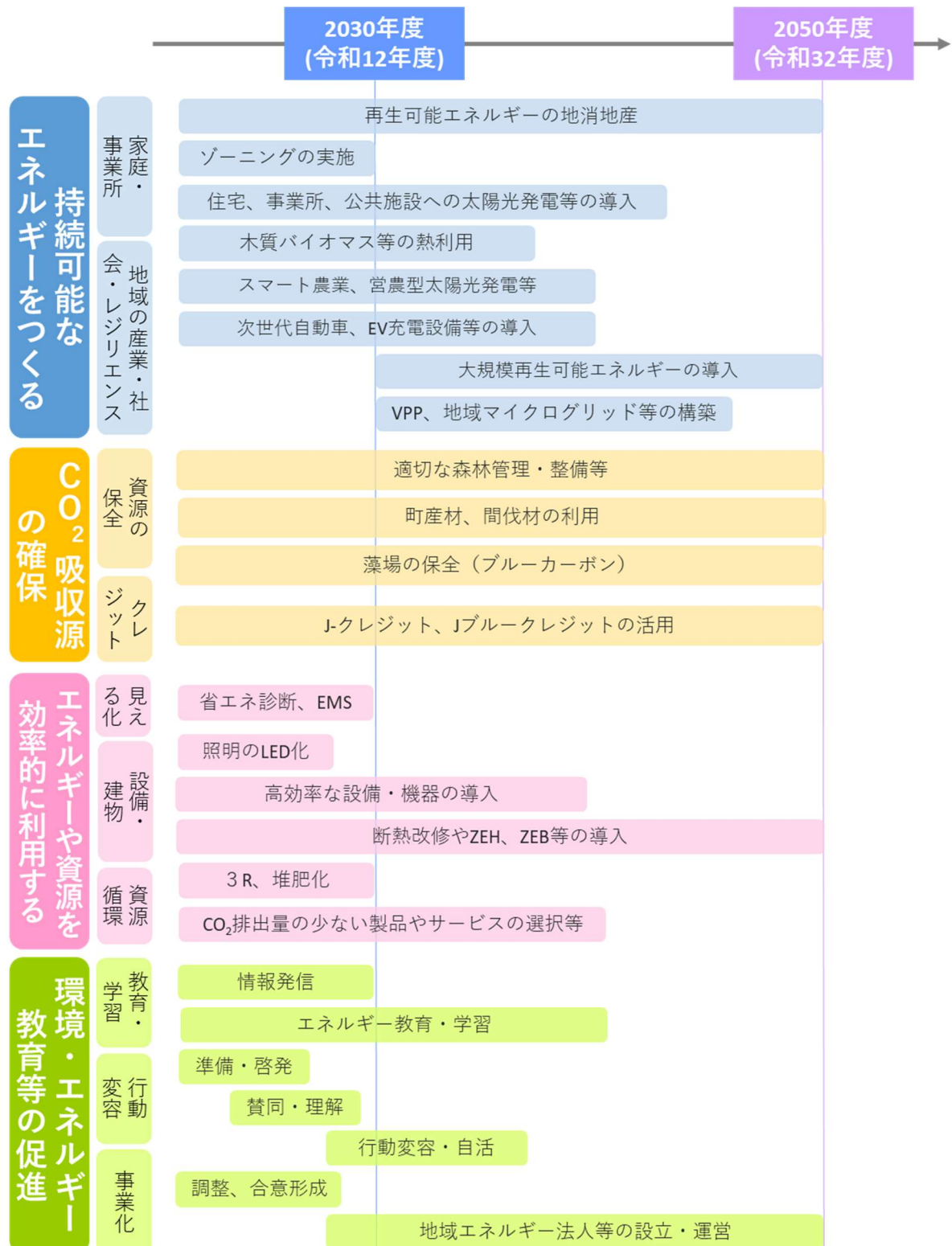
具体的な取組例	町民	事業者	町
町民代表、町内事業者や組合、学識者、環境行政職員等による「岩泉町ゼロカーボンシティ推進検討委員会」や、関係機関等と連携し、再生可能エネルギーの推進を実現するために必要な庁内外の推進体制を構築・運営します。	●	●	●
岩泉町環境審議会において本計画の進捗を定期的に評価し、取組の効果検証や見直し等を図ります。	●	●	●

(4) 町民や事業者が参画するエネルギー事業の促進

具体的な取組例	町民	事業者	町
本町や町民、町内事業者が主体となったエネルギー供給法人（地域新電力などを想定）の設立に取り組みます。	●	●	●
再生可能エネルギーの導入に関するノウハウの蓄積などを図り、町内事業者の再生可能エネルギー事業への参画により地域産業の活性化を促進します。		●	●
町内における再生可能エネルギー事業を促進し、関連事業に伴う雇用の拡大を目指します。		●	●



5.3 目標達成に向けた施策のロードマップ





第6章 地域脱炭素化促進事業

6.1 地域脱炭素化促進事業に関する制度の概要

地域脱炭素化促進事業とは、地球温暖化対策推進法に基づき、地域の円滑な合意形成を図るとともに、環境の保全に配慮された地域に貢献する再生可能エネルギー事業を促進するための制度です。この制度の運用に際しては、国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、地方公共団体実行計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組みとなっています。

2021（令和3）年の地球温暖化対策推進法改正により、地域脱炭素化促進事業に認定された事業者は、関係許可等の手続きのワンストップ化や配慮書手続の省略などの特例を受けることができるため、再生可能エネルギー設備の設置までの手続きが効率化できるようになりました。

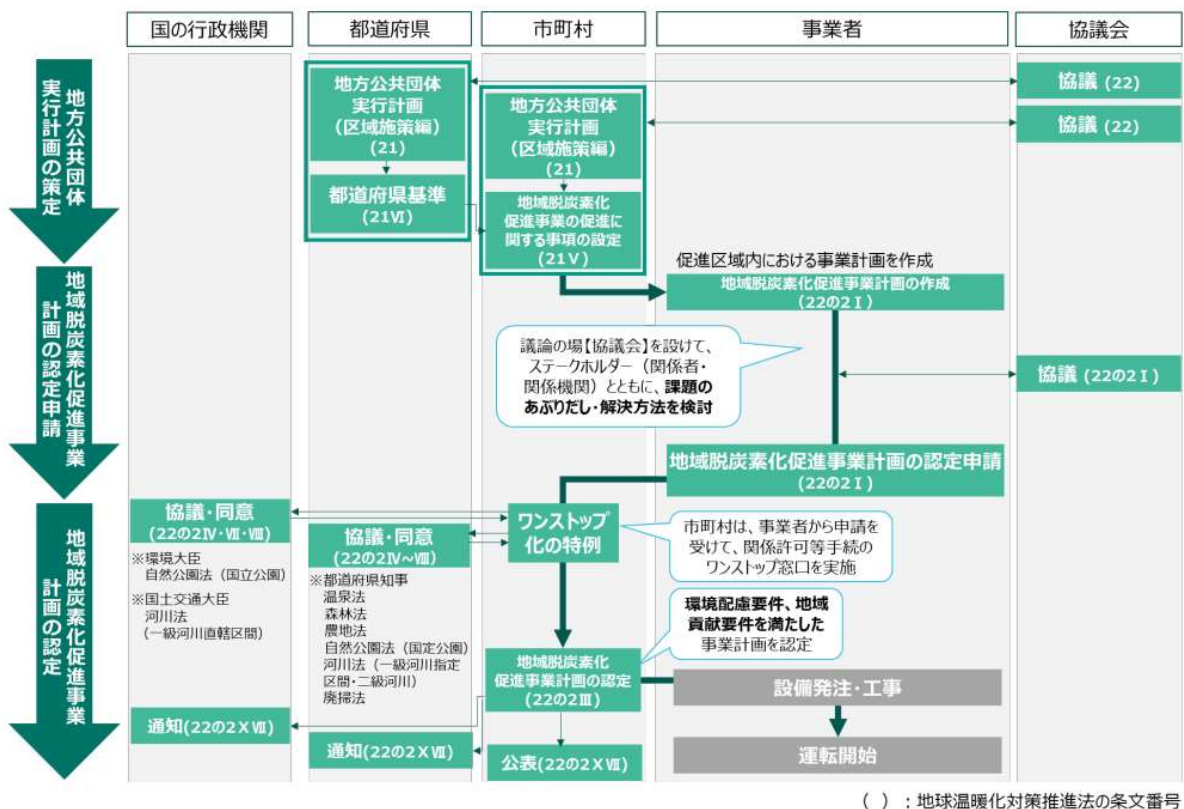


図 6.1.1 地域脱炭素化促進事業の認定や事業実施等に係る基本的なフロー

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）
（令和6年4月）（環境省）



6.2 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

6.2.1 地域脱炭素化促進事業の目標

本町では、地域の豊かな自然を生かしつつ、再生可能エネルギーの導入と地域における活用策などを効率的に組み合わせながら、脱炭素のまちづくりを推進するため、地域脱炭素化促進事業の対象となる促進区域を設定します。

これにより、豊富な再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの活用を図り、事業者が地域と調和した再生可能エネルギー事業を進める際の手続きの簡略化などを支援し、再生可能エネルギーの地消地産による地域内経済循環の創出や安全・安心なまちづくり等を推進します。

6.2.2 促進区域

促進区域には以下に示すような類型があります（表6.2.1）。

本町では、地域脱炭素化促進事業を推進していくため、町内における再生可能エネルギー事業の動向や国・県等のエネルギー政策の動向等を踏まえながら、促進区域の設定等について適切に検討していきます。

なお、促進区域の検討に際しては、国の基準と整合を図り、県の基準等も踏まえながら、本町の地域特性を考慮して促進区域の設定を検討していきます。

表 6.2.1 促進区域の類型と概要

類型	概要
広域ゾーニング型	法規制や地域固有情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関への合意形成により、再生可能エネルギーの導入適地を明確化するゾーニングの成果を踏まえ、促進区域の抽出を検討します。
地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA の普及啓発を行う地区・街区のように、再生可能エネルギー利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行う区域を促進区域として設定します。
公有地・公共施設 活用型	再生可能エネルギーの導入に適した市有地や公共施設において、PPA 事業や自家消費等のサービスを提供する事業者とマッチングを図るため、当該敷地や施設を促進区域として検討します。
事業者提案型	事業者や市民が参画した市内における再生可能エネルギー事業・プロジェクトのうち、合意形成や一定の条件（地域の脱炭素化のための取り組みや地域の環境の保全のための取り組み等に定める事項）を満たした提案予定地を促進区域として検討します。



第7章 気候変動への適応策

7.1 気候変動の影響への適応

既に、平均気温は上昇し、気候変動の影響が表れています。また、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収源対策を最大限実施したとしても、気候変動による影響が生じることが予測されています。このため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応策」が必要です。

本計画では、気候変動適応法第12条の規定に基づき、適応策を講じていくにあたり、国の「気候変動影響評価報告書」や岩手県の地域気候変動適応計画を活用し、気候変動における影響の現状把握、将来予測される影響の整理や気候変動における影響評価を行い、その課題に対して地域の特性に応じた適応策を推進します。



図 7.1.1 気候変動対策としての緩和策と主な適応策

資料：気候変動適応情報プラットフォーム

7.2 本町の気候の将来予測

7.2.1 気候変動の現状と将来予測

2013（平成25）年に IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が公表した第5次評価報告書第I作業部会報告書で用いられた代表的濃度経路（RCP）シナリオのうち、パリ協定の2℃目標が達成された状況を仮定した RCP2.6 シナリオは「2℃上昇シナリオ」、追加的な緩和策を取らなかった状況を仮定した RCP8.5 シナリオは「4℃上昇シナリオ」と呼ばれています。



7.2.2 年平均気温の変化

本町では、最大限の地球温暖化対策をとらない場合（RCP8.5 シナリオ）、21 世紀末（2091 年～2100 年）には基準年（1981（昭和 56）年～2000（平成 12）年の平均）と比べて、年平均気温が約 5.5℃高くなると予測されています。

パリ協定の「2℃目標」が達成された状況を仮定したシナリオ（RCP2.6 シナリオ）では、21 世紀末（2091 年～2100 年）には基準年（1981（昭和 56）年～2000（平成 12）年の平均）と比べて、年平均気温が約 1.7℃高くなると予測されています（図 7.2.1）。

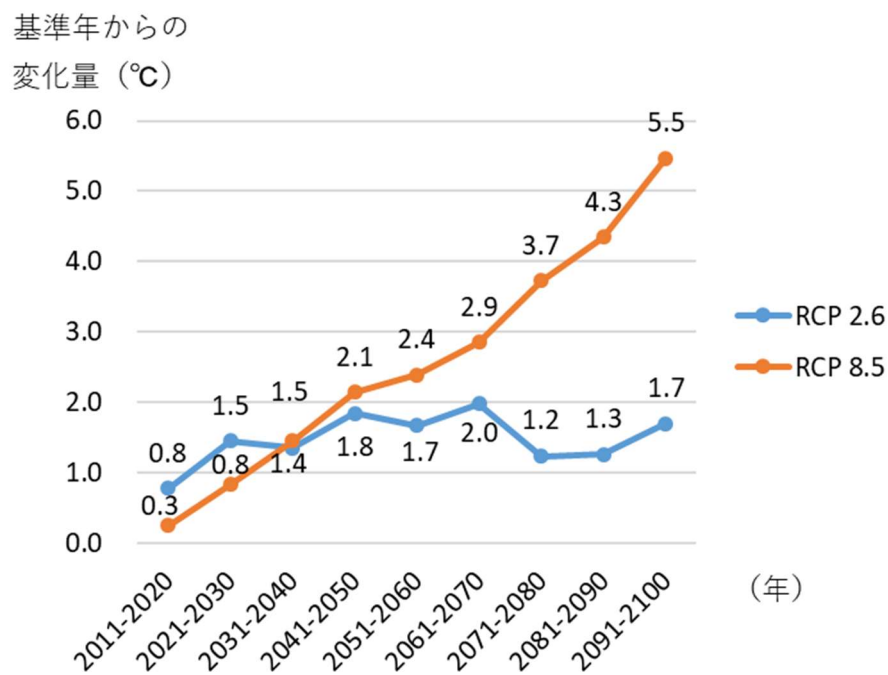


図 7.2.1 本町の年平均気温の変化予測

資料：気候変動適応計画作成支援ツール



7.2.3 真夏日・猛暑日の変化

本町では、最大限の地球温暖化対策をとらない場合（RCP8.5 シナリオ）、21 世紀末（2091 年～2100 年）には基準年（1981（昭和 56）年～2000（平成 12）年の平均）と比べて、真夏日（最高気温が 30℃以上の日）が年間約 30 日増加、猛暑日（最高気温が 35℃以上の日）が年間約 4 日増加すると予測されています。

パリ協定の「2℃目標」が達成された状況を仮定したシナリオ（RCP2.6 シナリオ）では、21 世紀末（2091 年～2100 年）には基準年（1981（昭和 56）年～2000（平成 12）年の平均）と比べて、真夏日が年間約 5 日増加、猛暑日はほぼ増加しないと予測されています（図 7.2.2）。

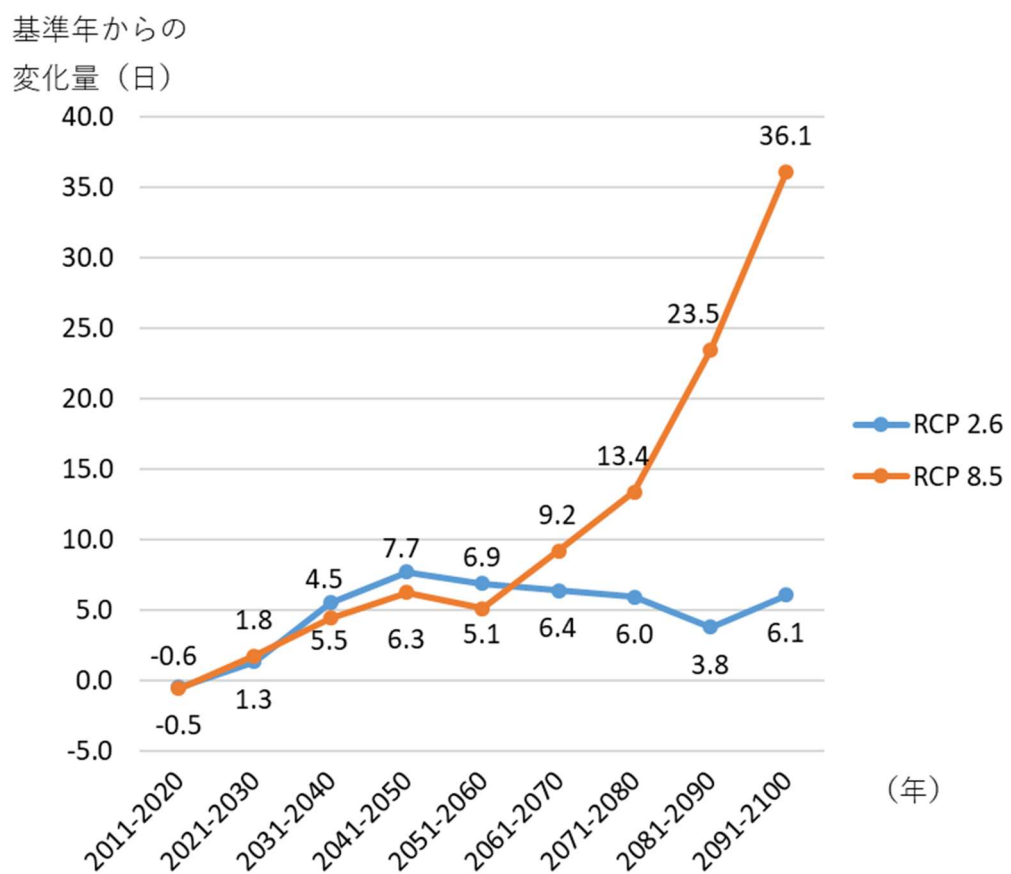


図 7.2.2 本町の真夏日日数の変化予測

資料：気候変動適応計画作成支援ツール



7.2.4 降水量・降雪量の変化

本町では、最大限の地球温暖化対策をとらない場合（RCP8.5 シナリオ）、21 世紀末（2091 年～2100 年）には基準年（1981（昭和 56）年～2000（平成 12）年の平均）と比べて、降水量が年間約 24%増加すると予測されています。また、降雪量は約 200cm 減少すると予測されています。

パリ協定の「2℃目標」が達成された状況を仮定したシナリオ（RCP2.6 シナリオ）では、21 世紀末（2091 年～2100 年）には基準年（1981（昭和 56）年～2000（平成 12）年の平均）と比べて、降水量は約 15%増加すると予測されています。また、降雪量は約 86cm 減少すると予測されています（図 7.2.3）。

基準年からの
変化量（倍）

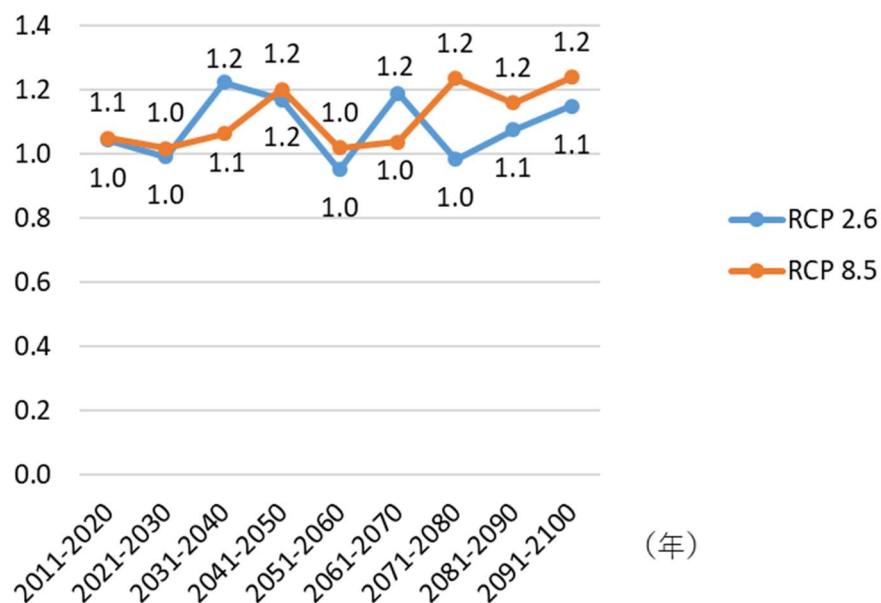


図 7.2.3 本町の年間降水量の変化予測

資料：気候変動適応計画作成支援ツール



7.3 気候変動により生じる影響

岩手県内及び本町において、気候変動により既に生じている影響や予測されている影響を分野別に整理しました。

表 7.3.1 岩手県内及び本町における気候変動による主な影響

分野	主な影響
日常生活等	・風水害の増加や激甚化に伴う電気やガス、水道、道路等のインフラやライフラインへの影響 ・アスファルトやコンクリート、建物等からの排熱の増加 ・サクラの開花の早期化などの生物季節への影響 ・風水害による文化財等への影響
自然災害・沿岸域	・河川の氾濫による洪水被害（近年の大きな被害：2016（平成28）年台風第10号による小本川の氾濫） ・極地集中型豪雨による内水被害の規模の拡大（近年の大きな被害：2023（令和5）年8月小本地区浸水被害） ・高潮や高波による災害リスクの増加 ・土砂災害や流木災害の増加や被害の規模の拡大
健康	・熱中症の発生リスクの増加や搬送者数の増加 ・学校の授業や課外活動への影響 ・感染症を媒介する蚊やダニ等の分布域の拡大に伴う感染症発症リスクの増加
農林水産業	・野菜や果樹等の作物の収穫時期の変化や品質の低下、収量の減少等の生育への影響 ・病害虫や雑草の発生増加や分布域の拡大 ・乳牛の乳量の低下や肉牛等の成長への影響 ・家畜伝染病の流行地域の拡大や流行時期の変化 ・高温や極端な乾燥等による樹木の成長への影響 ・積雪の減少による農業用水への影響や集中豪雨等に伴う農地への被害のリスクの増加 ・回遊性魚介類（サケ、スルメイカ）の減少や磯焼けによるウニやコンブ等の減少等
産業・経済活動	・猛暑などによるエネルギー需要の増加に伴うエネルギー安定供給への影響 ・熱中症対策に伴う屋外作業期間の制限や作業コストへの影響等



7.4 適応に向けて取り組む分野の評価

気候変動への適応に向けて、各分野において優先的に取り組むことが望ましい取組や重要性が高い取組を整理するため、気候変動の影響の重大性や緊急性等の評価しました。

なお、評価に際しては、国の適応計画や岩手県の地域気候変動適応計画を踏まえながら、本町における影響の相対的な大きさを加味しています。

表 7.3.2 適応に向けて取り組む分野の評価

分野	項目	国の適応計画の影響評価			本町における 影響評価
		重大性	緊急性	確信度	
日常生活等	インフラ等	○	○	○	○
	生活への影響	○	○	○	○
	生物季節	◇	○	○	○
自然災害・沿岸域	洪水（河川）	○	○	○	○
	海面水位の上昇	○	△	○	○
	高波・高潮	○	○	○	○
	海岸浸食	○	△	△	
	山地災害	○	○	○	○
	強風等	○	○	△	
健康	暑熱（熱中症等）	○	○	○	○
	感染症	○	○	△	○
	大気汚染	◇	△	△	
農林水産業	水稻	○	○	○	
	果樹	○	○	○	○
	麦、大豆等	○	△	△	○
	野菜等	◇	○	△	○
	畜産	○	○	△	○
	飼料作物	○	△	△	○
	病虫害・雑草	○	○	○	○
	農業生産基盤	○	○	○	○
	回遊性魚介類	○	○	△	○
	増養殖業	○	○	△	○
	鳥獣害	○	○	□	○
産業・経済活動	エネルギー需給	◇	□	△	○
	建設業等	○	○	□	○

<国の適応計画における影響評価の項目>

重大性	緊急性	確信度
○ 特に重大な影響が認められる	○ 高い	○ 高い
◇ 影響が認められる	△ 中程度	△ 中程度
— 現状では評価できない	□ 低い	□ 低い
	— 現状では評価できない	— 現状では評価できない



7.5 分野別の適応策

本町では、気候変動により生じる影響に対応し、持続可能なまちづくりを図るため、適応策の普及に取り組むとともに、実施に努めます。

なお、これらの適応策については今後詳細に検討していくとともに、本計画の見直しなどの際には、取組の進捗評価や課題の把握を行い、より実効性を高めていきます。

表 7.3.3 本町における主な適応策

分野	適応策の内容
日常生活等	・ 家庭や事業所における災害備蓄等の普及啓発 ・ 関係機関と連携した気候変動への適応策に関する普及啓発 ・ 公園や河川敷等の緑化の推進による緑地の保全・創出 ・ 生物季節の変化に関する情報発信
自然災害・沿岸域	・ 岩泉町防災マップの周知・啓発 ・ 防災教育や防災訓練の推進 ・ 森林の保全・整備活動等による治水対策の推進 ・ 河川の整備・改修等による治水対策の推進 ・ 防災・減災を踏まえたハード対策・ソフト対策の推進 ・ 環境教育の推進
健康	・ 熱中症予防に関する積極的な情報発信や注意喚起 ・ 関係機関と連携した感染症の予防・対策の推進 ・ クールシェアスポット、避暑シェルターに関する情報提供や普及啓発
農林水産業	・ 環境の変化に対応した品種や農業技術に関する情報収集、普及啓発 ・ 農地・農業用施設の被害防止に係る関係機関との連携 ・ 鳥獣害や害虫被害、家畜伝染病疾病等の予防に関する情報収集、注意啓発 ・ 農地や森林が有する多面的機能（CO₂吸収、水源の涵養、生物多様性の保全、防災・減災等）に関する普及啓発、機能維持・発揮に係る活動支援 ・ アワビやウニなどの餌となる藻場の再生 ・ 暖流系魚類の有効活用
産業・経済活動	・ 建物の省エネルギー化の推進 ・ 自立分散型のエネルギーや蓄電池等の導入促進 ・ 地域材や木質バイオマスの利活用の促進



第8章 計画の推進体制及び進行管理

8.1 推進体制

本計画を推進するためには、行政がリーダーシップを発揮して取組を進めるとともに、町民や事業者が主体性を持ち、認識の共有や官民の連携を図りつつ、それぞれに期待される役割を踏まえて行動していくことが重要です。

また、国や県、関係自治体等の関係機関や関係団体との協力も重要なため、情報共有や連携を図ります。

本町では、学識者、環境行政職員等からなる「岩泉町環境審議会」において、本計画の実績報告や評価等を受けるとともに、「岩泉町ゼロカーボンシティ推進検討委員会」において施策・取組を推進するための実効性ある体制を整備しています。

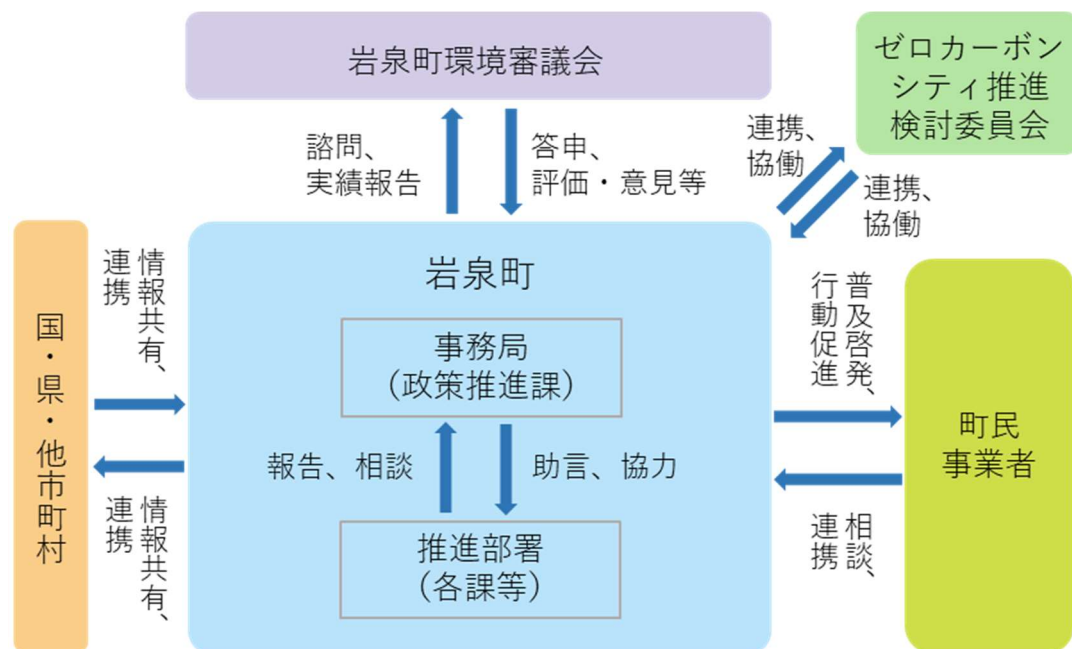


図 8.1.1 推進体制



8.2 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、取組の推進状況や目標の達成状況について、「岩泉町環境審議会」にて、PDCA サイクルの考え方による施策の進捗確認や再検討を行い、適切な進行管理を行います。

計画期間中には技術革新や関連する国の制度変更等の様々な社会・経済情勢の変化が予測されるため、必要に応じて計画を見直します。

また、行政（本町）、町民、事業者等による「岩泉町ゼロカーボンシティ推進検討委員会」を適宜開催し、連携・協働により町が一体となって本計画を推進します。（図 8.2.1）

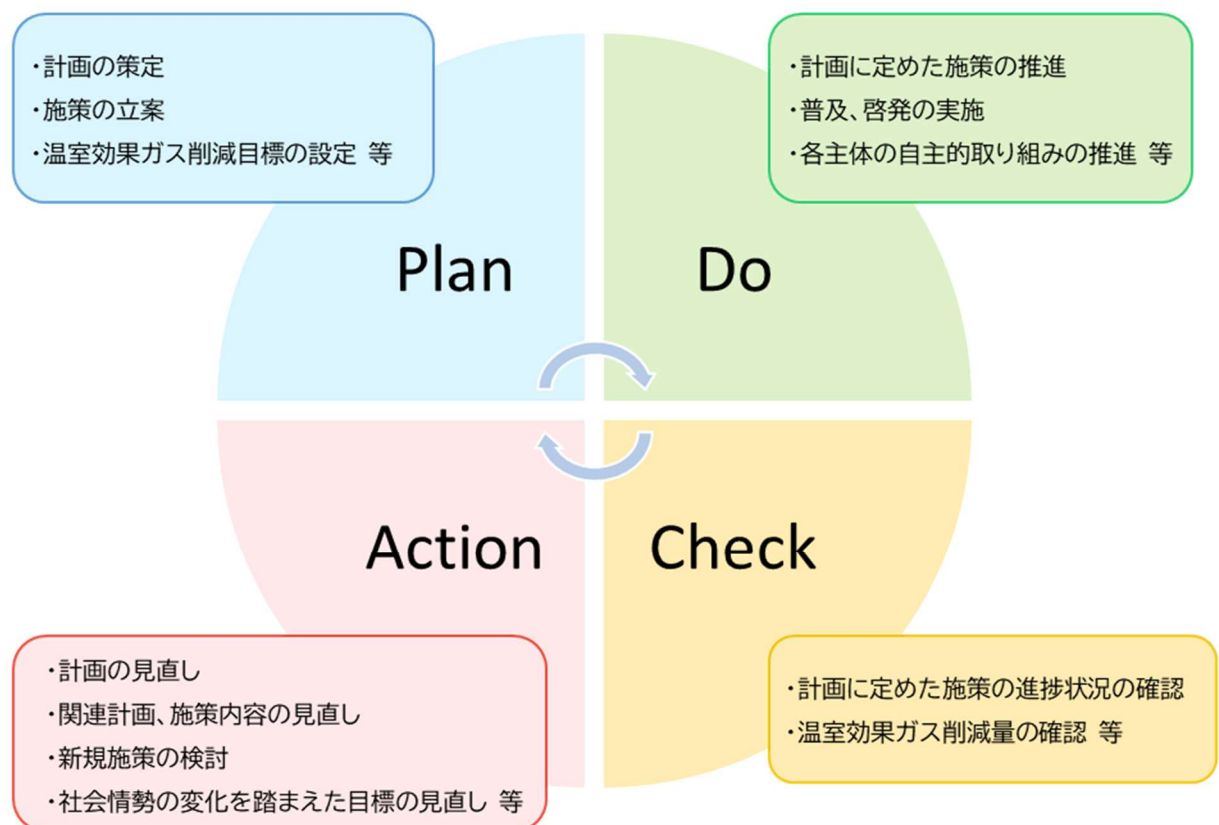


図 8.2.1 PDCA サイクル



資料編

CO₂排出量の算定方法

各部門・分野の CO₂ 排出量は、環境省の自治体排出量カルテ「各部門別の算出方法」に基づいて、次の方法により算定されます。

なお、計算に用いる係数（3.67）は、炭素（C）から CO₂ への換算係数です。

資 2.1 産業部門（製造業）の算定方法

製造業から排出される CO₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、岩手県の製造品出荷額等あたり炭素排出量に対して、本町の製造品出荷額等を乗じて算定します。

$$\begin{aligned} & \text{本町の CO}_2 \text{ 排出量 (千 t-CO}_2\text{)} \\ &= \frac{\text{岩手県の製造業炭素 (C) 排出量 (千 t)}}{\text{岩手県の製造品出荷額等 (億円)}} \times \text{本町の製造品出荷額等 (億円)} \times 3.67 \end{aligned}$$

資 2.2 産業部門（建設業・鉱業）の算定方法

建設業・鉱業から排出される CO₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、岩手県の従業者数あたり炭素排出量に対して、本町の従業者数を乗じて算定します。

$$\begin{aligned} & \text{本町の CO}_2 \text{ 排出量 (千 t-CO}_2\text{)} \\ &= \frac{\text{岩手県の建設業・鉱業炭素 (C) 排出量 (千 t)}}{\text{岩手県の従業者数 (人)}} \times \text{本町の従業者数 (人)} \times 3.67 \end{aligned}$$

資 2.3 産業部門（農林水産業）の算定方法

農林水産業から排出される CO₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、岩手県の従業者数あたり炭素排出量に対して、本町の従業者数を乗じて算定します。

$$\begin{aligned} & \text{本町の CO}_2 \text{ 排出量 (千 t-CO}_2\text{)} \\ &= \frac{\text{岩手県の農林水産業炭素 (C) 排出量 (千 t)}}{\text{岩手県の従業者数 (人)}} \times \text{本町の従業者数 (人)} \times 3.67 \end{aligned}$$



資 2.4 業務その他部門の算定方法

業務その他部門から排出される CO₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、岩手県の従業者数あたり炭素排出量に対して、本町の従業者数を乗じて算定します。

$$\begin{aligned} & \text{本町の CO}_2 \text{ 排出量 (千 t-CO}_2\text{)} \\ &= \frac{\text{岩手県の業務その他部門炭素 (C) 排出量 (千 t)}}{\text{岩手県の従業者数 (人)}} \times \text{本町の従業者数 (人)} \times 3.67 \end{aligned}$$

資 2.5 家庭部門の算定方法

家庭部門から排出される CO₂ は、世帯数に比例すると仮定し、岩手県の世帯あたり炭素排出量に対して、本町の世帯数を乗じて算定します。

$$\begin{aligned} & \text{本町の CO}_2 \text{ 排出量 (千 t-CO}_2\text{)} \\ &= \frac{\text{岩手県の家庭部門炭素 (C) 排出量 (千 t)}}{\text{岩手県の世帯数 (世帯)}} \times \text{本町の世帯数 (世帯)} \times 3.67 \end{aligned}$$

資 2.6 運輸部門（自動車）の算定方法

運輸部門（自動車）から排出される CO₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数あたり炭素排出量に対して、本町の保有台数を乗じて算定します。

なお、旅客乗用車、貨物自動車のそれぞれについて排出量を算定します。

$$\begin{aligned} & \text{本町の CO}_2 \text{ 排出量 (千 t-CO}_2\text{)} \\ &= \frac{\text{全国の自動車車種別炭素 (C) 排出量 (千 t)}}{\text{全国の自動車車種別保有台数 (台)}} \times \text{本町の自動車車種別保有台数 (台)} \times 3.67 \end{aligned}$$

資 2.7 運輸部門（鉄道）の算定方法

運輸部門（鉄道）から排出される CO₂ は、人口に比例すると仮定し、全国の人口あたり炭素排出量に対して、本町の人口を乗じて算定します。

$$\begin{aligned} & \text{本町の CO}_2 \text{ 排出量 (千 t-CO}_2\text{)} \\ &= \frac{\text{全国の人口あたり炭素 (C) 排出量 (千 t)}}{\text{全国の人口 (人)}} \times \text{本町の人口 (人)} \times 3.67 \end{aligned}$$



資 2.8 運輸部門（船舶）の算定方法

運輸部門（船舶）から排出される CO₂ は、甲種港湾又は乙種港湾に入港する船舶（外航船舶除く）の総トン数に比例すると仮定し、全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数あたり炭素排出量に対して、本町の外航船舶を除く入港船舶総トン数を乗じて算定します。

本町の CO₂ 排出量（千 t-CO₂）

$$= \frac{\text{全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数あたり炭素（C）排出量（千 t）}}{\text{全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数（t）}}$$

$$\times \text{本町の外航船舶を除く入港船舶総トン数（t）} \times 3.67$$

資 2.9 廃棄物分野（一般廃棄物）の算定方法

一般廃棄物から排出される CO₂ は、宮古地区広域行政組合（以下「広域組合」という。）が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計します。

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver4.8）」（環境省 2022 年）（以下「環境省マニュアル」という。）に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77（t-CO₂/t）」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29（t-CO₂/t）」を乗じて算定します。

プラスチック類比率、又は水分率が不明（0 を含む）の場合は、一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量（乾燥ベース）を「（1－水分率）×プラスチック類比率＝0.145」とします。

全国平均合成繊維比率は、環境省マニュアルのデフォルト値である「0.028」とします。

本町の排出量は、広域組合の焼却処理量を、ごみ処理に係る組合負担金で按分して算定します。

本町の CO₂ 排出量（千 t-CO₂）

$$= \text{焼却処理量（千 t）} \times \left(1 - \text{水分率}\right) \times \text{プラスチック類比率} \times 2.77$$

$$+ \text{焼却処理量（千 t）} \times \text{全国平均合成繊維比率（0.028）} \times 2.29$$



用語集

用語		説明
あ行	一酸化二窒素 (N ₂ O)	窒素酸化物の一種で、赤外線を吸収することから、大きな温室効果を持つ気体のひとつであり、窒素肥料やロケットエンジンの燃料、麻酔剤の材料として使用されます。
	温室効果	太陽から地球に届いたエネルギーにより暖められた地表面からは、宇宙に向けて熱エネルギーが放射されます。この際、一部の熱エネルギーを大気が吸収することで、地球の平均気温は一定（約 15℃）に保たれています。この効果を温室効果と言います。
	温室効果ガス	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすものを言います。主に CO ₂ やメタン、N ₂ O、フロン類があります。英語では GHG（Green House Gas）と言います。
か行	化石燃料	過去の動植物の遺骸が長い年月をかけて、地中の圧力や熱を受けて燃焼しやすく変化してできたものです。使用してしまうと 2 度と同じものがない「使いきり」のエネルギーです。代表例には石油、石炭、天然ガスがあります。これらは主に発電や輸送などに使用されているものの、燃焼時に CO ₂ を排出し、地球温暖化の原因となるため、近年は再生可能エネルギーへの転換が求められています。
	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを言います。CO ₂ をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる人為的な「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにするという意味です。政府は 2050（令和 32）年までに、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。
	緩和策	緩和策とは、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止を図るための対策です。緩和策と適応策は気候変動の影響のリスクを低減するため互いに補っていかねばなりません。再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギーの推進、森林の保全などを通じて、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、気候変動による影響を軽減することを目指します。
	気候変動適応法	日本国内の気候変動により起こる異常気象や、自然災害と被害を抑制することを目的として制定された法律のことを言います。「適応の総合的推移」「情報基盤の整備」「地域での適応の強化」「適応の国際展開等」の 4 つの柱があります。
	クールシェア	オフィスや家庭での冷房時に室温 28℃でも快適に過ごすことができる工夫「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うことを言います。
	グラスゴー気候合意	2021（令和 3）年 11 月にグラスゴーで開催された COP26 で採択されたものです。世界の気候変動対策の基準として 2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5℃以内に抑える努力を追求すること、石炭火力発電を「段階的に削減（phasedown）」することなどが盛り込まれました。



用語		説明
さ行	三フッ化窒素 (NF ₃)	フッ素化合物の一種で、温室効果の強さは、CO ₂ を1とするとNF ₃ では約17,200倍になります。 半導体化学でエッチングガスとして使用されており、排出量が増加傾向にあるため注意が必要です。
	再生可能エネルギー	太陽光や水力、風力、地熱、太陽熱、地中熱、バイオマスなどの持続可能なエネルギーのことを言います。 英語では「renewable energy」と言います。 発電時などに温室効果ガスを排出しないため、地球温暖化対策と豊かな社会経済の維持を両立するために必要なエネルギー源です。 対義語は「枯渇性エネルギー」で、有限な資源である石油、石炭、天然ガス、ウランなどに頼る火力発電、原子力発電が該当します。
	再生可能エネルギー熱利用	非化石エネルギー源で、自然界に存在する熱エネルギーのことを言います。 太陽熱、バイオマス熱、地中熱、地熱（温泉熱）、地下水熱、下水熱、海水熱、河川熱を熱源としたシステムがあり、熱源の種類によって適用温度帯は異なりますが、主にヒートポンプや熱交換器を介して空調や給湯に利用されます。
	市町村森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する自治体が10年1期で5年ごとに作成する、森林・林業関連施策の方向や森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の指針などを定める計画を言います。 地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想のことです。
	省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを無駄遣いせず効率よく使うことを言います。 具体的な対策としては、使用していない家電製品のコンセントを抜く（待機電力の削減）や、照明を白熱電球からLEDにする、などです。
	省エネルギー診断	建物や工場などのエネルギーの使用状況を詳しく調べ、より効率的にエネルギーを使えるようにするために、専門家が改善策を提案するサービスです。例えば、照明の交換や断熱材の追加、空調の設定の見直しなど、さまざまな方法でエネルギーを節約できる可能性を探ります。この診断によって、電気代などのコスト削減や、地球温暖化防止にもつながることが期待できます。
	自然エネルギー	太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのことで、石油や石炭などの化石燃料が枯渇性の不安を抱えるのに対して、主に太陽が照りつづける限り枯渇の心配がないことから、「再生可能エネルギー」とも言われます。



用語		説明
	循環型社会	再利用・再生することで資源を循環させ、環境への負荷ができる限り低減された社会のことを言います。 環境省が定める「循環基本計画」の中で、循環型社会の形成に向けたプランが策定されています。 具体的には、廃棄物等の発生抑制と循環資源の循環的な利用及び適正な処分を行います。
	生物季節	植物の発芽や開花、紅葉、動物の渡りや鳴き声など、生き物が季節の変化に応じて見せる様々な現象のことを言います。 これらの現象を観察することで、その地域の気候や季節の進み具合を把握することができます。 例えば、桜の開花時期は、その年の春の訪れを告げる一つの指標となります。
	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれ、これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。 生物多様性条約では、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という 3 つのレベルで多様性があるとしています。
	ゾーニング	環境情報の重ね合わせを行い、関係者による調整の基でエリアを設定するもので、地域の理解促進及び紛争予防、風力発電等の円滑な導入に資するものです。 自治体が、事前にゾーニングを行い、開発できる場所と保全すべき場所を予め明確にしておくことで、事業者はトラブルを避けることができ、住民は地域にとって重要な環境を維持することができます。
た行	太陽光発電	太陽の光エネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電方式のことを言います。 太陽電池と呼ばれる半導体素子に太陽光が当たると、その光エネルギーが電気に変わる仕組みを利用しています。発電時に CO ₂ などの温室効果ガスを出さないクリーンなエネルギー源として注目されており、住宅や工場など、さまざまな場所で利用されています。
	第 6 次評価報告書	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が 2021（令和 3）年から 2022（令和 4）年にかけて公表した気候変動に関する評価報告書のことを言います。
	地域気候変動適応計画	気候変動適応法第 8 条第 1 項に基づき、地方自治体が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画のことを言います。
	地球温暖化	人間の活動によって大気中の CO ₂ などの温室効果ガスが増加し、地球全体の平均気温が上昇する現象のことを言います。 化石燃料の燃焼や森林伐採などが主な原因であり、海面上昇、異常気象の頻発、生態系の変化など、様々な問題を引き起こしています。



用語		説明
	地球温暖化防止行動計画	政府が温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組むべき対策の全体像を明確にした初めての行動計画のことを言います。 当時の環境庁が主導し、1990（平成2）年10月の「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において策定されました。
	地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガスの削減対策や吸収作用の保全に関する取組を推進するため、国をはじめ、地方自治体や事業者、国民の責務や取組の基本方針等を定めた法律で、1998（平成10）年に成立しました。 2021（令和3）年改正では、2050年カーボンニュートラルを基本理念とするとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を推進するための枠組み等が定められました。
	地球温暖化対策計画	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を減らし、地球温暖化を食い止めるために、国が定める具体的な対策をまとめた計画のことを言います。 温室効果ガスの削減目標や、目標達成のために国や企業、国民が取り組むべきことなどが示されています。 例えば、再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー、森林の保全などが挙げられます。
	地方公共団体実行計画（区域施策編）	地方自治体が、地域の特性に合わせて、温室効果ガスの排出量を減らし、地球温暖化対策を進めるための具体的な計画のことを言います。 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進、地域の自然環境の保護など、様々な取り組みが盛り込まれています。 地球温暖化という課題に対して、地域全体で取り組むための「行動計画書」のようなものです。
	蓄電池	電気を蓄えておき、必要な時に取り出して使える装置のことを言います。 電気を貯めておくことで、停電時や太陽光発電で作った電気を夜間に利用するなど、さまざまな場面で活躍します。 近年では、再生可能エネルギーの普及に伴い、電力の安定供給や災害時の備えとして、その重要性が高まっています。
	適応策	すでに起こっているまたは予測されている気候変動による様々な影響に対処する取組のことを言います。 具体的には、海面上昇への対策、水不足への対策、異常気象への対策、熱中症対策等、気候変動によって生じる様々なリスクに対して、社会システムやインフラを強化し、被害を最小限に抑えることを目指します。
	ディーゼル車	軽油を燃料としてディーゼルエンジンで走る車のことを言います。 軽油はガソリンに比べて価格が安く、燃費性能も優れているという特徴がありますが、ディーゼル車は排気ガスが大気汚染を悪化させるという問題もあります。 軽油とガソリンは原油を熱した時に発生する蒸気によって作られますが、分離する温度によって作られる燃料が変わります。



用語		説明
	デコ活	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のことを言います。 CO ₂ を減らす「脱炭素 (Decarbonization)」と、環境に良い「エコ (Eco)」を組み合わせた言葉で、地球温暖化を防ぎ、持続可能な社会を作るための取り組みを指します。 例えば、公共交通機関の利用や、省エネルギー家電の導入、リサイクルなど、私たちの日常生活の中でできる小さなことから、地球環境に配慮した行動を心がけることです。
	電気自動車 (EV)	ガソリンや軽油を使わず、外部電源から車載バッテリーに蓄えた電力を使用して、電気を動力源として走行する車両のことを言います。 CO ₂ や他の有害排出物を出さないため、環境に優しいという特徴があります。
	電動車	ガソリン車やディーゼル車のようにエンジンだけで走行するのではなく、バッテリーに蓄えられた電気エネルギーを使ってモーターを駆動し、走行する車の総称を言います。 ガソリン車やディーゼル車に比べて燃費性能がよく、CO ₂ 排出量の削減に貢献します。 政府が掲げる電動車とは、電気自動車 (EV)、燃料電池車 (FCV)、ハイブリッド車 (HV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV) のことと定義されています。
	導入ポテンシャル	ある技術や製品等を、ある地域や分野で導入できる可能性の最大値のことを言います。 例えば、太陽光発電の導入ポテンシャルは、その地域の日照時間や土地の広さ、経済状況など、様々な要素によって決まります。 本計画における導入ポテンシャルは、環境省の定義である、エネルギーの採取・利用に関する自然条件や社会条件（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）を考慮し、利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさ (kW) または量 (kWh 等) を表しています。
な行	二酸化炭素 (CO ₂)	炭酸ガスとも言い、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの一種で、私たちが呼吸をしたり、化石燃料を燃やしたりすることで排出されます。 植物の光合成で吸収される一方で、大気中の CO ₂ 濃度が過剰になると、地球が温室のように暖まり、異常気象を引き起こし生態系にも影響を及ぼします。そのため、CO ₂ の排出量を減らすことが、地球温暖化対策として急務となっています。
	ネット・ゼロ	温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いた量をゼロにすることを目指す考え方です。大気中に排出される温室効果ガスの量と、森林や海洋などによって吸収される量を同じにすることで、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの増加を食い止めようとするものです。人間活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを、森林の光合成や技術的な手段によって吸収・除去し、大気中の濃度を安定させることを目指します。



用語		説明
は行	燃料電池車 (FCV)	搭載した燃料電池（水素・メタノールなどを使用）で発電し、電動機の動力で走る自動車を行います。 燃料電池の乗り物を総称して FCV (Fuel Cell Vehicle) と言い、燃料電池自動車が FCV として言及される場合が多いです。 水素ステーションで燃料となる水素を補給して使用します。
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFC・HFCs)	フッ素と水素を含む人工の化合物で、かつては冷媒などに使われていました。オゾン層を破壊しないため、フロン代替品として注目されましたが、CO ₂ の数百倍から数万倍もの強力な温室効果ガスであることが判明し、地球温暖化に大きく影響を与えている物質です。 現在では、その温室効果の高さから、国際的な規制の対象となっています。
	ハイブリッド車 (HV)	2つ以上の動力源を合わせ、走行状況に応じて動力源を同時または個々に作動させ走行する自動車のことです。一般に、内燃機関（エンジン）とモーターを動力源とした自動車を指すことが多いです。発進や加速などエンジン効率が悪化するケースにモーターを使用、減速時はモーターを発電機として作動させバッテリーに充電したり（エネルギー回生）、停止の際はエンジンを停止（アイドルストップ）したりすることで、効率を向上させることができます。
	ハザードマップ	自然災害が発生した際に想定される危険な場所や、避難経路・避難場所の情報を地図上にまとめたものを言います。 自治体単位で作成され、そのエリアに自宅や勤め先を持つ人が、災害時のリスクを事前に把握し被害を防ぐことを目的としています。
	パーフルオロカーボン類 (PFC)	炭素とフッ素だけからなる人工的な化合物で、非常に安定しており自然界ではほとんど分解されません。そのため、一旦大気中に放出されると長期間残り、強力な温室効果ガスとして地球温暖化に大きく影響を与えます。半導体製造や冷凍空調機器など、様々な産業で利用されてきましたが、その環境への影響から国際的な規制の対象となっています。
	パリ協定	国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された取り決めのことを言います。京都議定書に代わる、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、歴史上はじめて、全ての国が参加する公平な合意であり、世界共通の長期目標として 2℃目標を設定し、1.5℃に抑える努力を追求することに合意しました。また、先進国による資金の提供と途上国による自主的な資金の提供についても取り決められました。
	風力発電	風の力でタービンを回して発電することを言います。 風のエネルギーを電力（電気のエネルギー）に変換する再生可能エネルギーの一つです。メリットは、主に環境負荷の小ささ、化石燃料の使用量削減、エネルギー安全保障、産業振興・雇用創出などが挙げられます。



用語		説明
	分散型エネルギー	大規模な発電所から電力を一括供給する従来の方式とは異なり、太陽光発電や風力発電など、比較的小規模な発電設備を地域に分散して設置し、電力を供給するシステムのことを言います。これにより、再生可能エネルギーの活用が促進され、災害時の自立性向上や地域経済の活性化にもつながることが期待されています。
	ブルーカーボン	沿岸の生態系、特に海草藻場が吸収し、貯留する炭素のことを言います。 陸上の森林が吸収する炭素をグリーンカーボンと呼ぶのに対し、海洋生態系が吸収する炭素をブルーカーボンと呼びます。これらの生態系は、大気中のCO ₂ を吸収し、長期にわたって海底の堆積物中に貯留する役割を果たしており、地球温暖化対策において重要な役割を担っています。
	プラグインハイブリッド車（PHEV）	外部電源から駆動用電池に充電した電気を使用して走行することが可能な自動車を言います。 駆動用電池の残量が減少した場合は、ガソリンエンジンを併用するハイブリッド車として走行するように自動制御され、長距離のドライブも可能となっています。
ま行	見える化	省エネルギーへのステップとして、エネルギー使用状況の数値を把握、可視化することを言います。エネルギー使用量の現状と望ましい状態の差を把握することが重要です。
	メタン（CH ₄ ）	主に天然ガスや沼ガスの主成分として知られる無色無臭の気体で、CO ₂ に次いで地球温暖化に大きな影響を与える温室効果ガスの一つです。牛のげっぷや稲作、化石燃料の採掘など、様々な活動によって排出され、大気中のメタン濃度の上昇は気候変動問題の深刻化につながるため、削減が求められています。
	木質バイオマス発電	木や木くずといった木質バイオマスを燃やして発生した熱で水を蒸気にし、その蒸気でタービンを回して発電する方式を言います。 化石燃料を使う発電と異なり、燃焼時に排出されたCO ₂ を植物が光合成で再び吸収するため、CO ₂ の排出量を実質ゼロにすることができ、環境に優しい発電方法として注目されています。伐採や間伐によって出た木材の有効活用にもつながります。
や行	有機農業	化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、遺伝子組み換え技術も利用しないことを基本として、自然の力を最大限に活かして行われる農業のことを言います。土壌の微生物を活かして健康な土壌を作り、多様な生態系を育むことで、安全でおいしい農産物を生産することを目指しています。環境への負荷を低減し、持続可能な農業として注目されています。
	洋上風力発電	海上に風車を設置し、風力によって発電する技術を言います。陸上の風力発電と比べて、より安定した強風が期待できるため、発電効率が高いことが特徴です。また、陸上の風力発電では設置場所が限られるのに対し、洋上では広大な海域を利用できるため、大規模な発電が可能となります。環境負荷が少なく、再生可能エネルギーとして注目されています。



用語		説明
ら行	六フッ化硫黄 (SF ₆)	硫黄とフッ素からなる無色無臭の気体を言います。 電気を通しにくく、火がつきにくいという特徴を持っているため、変電所などの電気設備で絶縁ガスとして広く利用されてきました。しかし、地球温暖化効果が非常に高く、大気中に放出されると長期間残留するため、環境問題として注目されています。近年では、より環境に優しい代替ガスの開発が進められています。



用語		説明
B	BAU	「Business As Usual」の略で、現状のまま何も対策を取らずに、経済活動などを続けていくことを意味します。 気候変動問題においては、温室効果ガスの排出量を削減するための対策を行わず、現在のペースで排出し続けるシナリオとして用いられます。BAU シナリオでは、地球温暖化が急速に進み、深刻な影響が予想されています。
C	COP（コップ）	締約国会議（Conference of the Parties）の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されています。 気候変動に関する国際条約の COP は、198 か国・機関（各国の政府、学者、NGO、ビジネスリーダーなど、様々なステークホルダー）が参加する気候変動に関する最大の国際会議で、毎年開催されています。 多様なテーマに関するイベントやセッションが行われ、気候変動に関する最新の情報が交換され、議論が行われます。
	CO ₂ 排出係数	1kWh の電気を供給するためにどのくらいの CO ₂ を排出しているかを示す指標を言います。 CO ₂ 排出量が少ないほど CO ₂ 排出係数も低くなり、再生可能エネルギーによる発電の CO ₂ 排出係数はゼロです。 火力発電の燃料の違いや地域ごとの電力需要によって、CO ₂ 排出係数は変わってきます。
E	EMS（エネルギー マネジメントシ ステム）	「Energy Management System」の略で「EMS」と言い、「エネマネ」と呼ばれることもあります。 エネルギーの使用状況をデータとして「見える化」し、空調や照明、製造機器などを制御してエネルギー使用を最適化するシステムです。
F	FIT（固定価格買 取制度）	再生可能エネルギーで発電した電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る制度のことを言います。対象となる再生可能エネルギーは、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の 5 つです。
	FIP	「フィードインプレミアム（Feed-in Premium）」の略で、FIT 制度に続く、再生可能エネルギー普及促進のための制度を言います。 FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電した際、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする仕組みとなっています。
G	GJ（ギガジュール）	エネルギーの大きさを表す単位の一つで、1GJ は 10 億 J に相当し、特にエネルギーの消費量や生産量を比較する際に用いられます。
H	HEMS（ヘムス）	ヘムス（Home Energy Management System）の略で、家庭内のエネルギー消費を効率的に管理するためのシステムを言います。 電力使用量を計測し、そのデータを分かりやすく表示することで、消費者が自身の電力使用状況を把握し、節電や省エネルギーに繋げることができます。具体的には、スマートメーターやアプリを通じて、リアルタイムな電力使用量を確認したり、家電製品の消費電力を把握したりすることが可能です。HEMS を活用することで、電気料金の削減や、環境への負荷低減に貢献できます。



用語		説明
I	ICT（情報通信技術）	Information and Communication Technology の略で、「情報技術」と「通信技術」を組み合わせた言葉のことを言います。 パソコンやスマートフォンなどを使ってインターネットでの調べ物や、メールの送受信、ビデオ通話をする際にも利用しています。 近年では、AI や IoT などさらに高度な技術も ICT に含まれるようになり、私たちの生活を大きく変えています。
	IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）	世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により 1988（昭和 63）年に設立された政府間組織のことを言います。 各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としています。 第 6 次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達した。」とされています。
J	J-クレジット制度	企業や自治体が省エネルギー設備の導入や森林管理などを通じて、CO ₂ などの温室効果ガスの排出の削減や、吸収した量を国が認証した「クレジット」として認める制度を言います。 他の企業や団体が購入することで、自らの温室効果ガス排出量を相殺することができます。 温室効果ガスの削減を促し、低炭素社会の実現を目指すための仕組みです。
K	kW（キロワット）、kWh（キロワットアワー）	電気に関する単位を言います。 kW は電力の大きさ、つまり電気がどれくらいの勢いで流れているかを表す単位を言います。 kWh は電力量、つまり電気を使ってどれだけの仕事をしたか、あるいはどれだけの電気エネルギーが使われたかを表す単位を言います。 例えば、1kW の電力を 1 時間使い続けると、1kWh の電力量になります。
P	PPA モデル	電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれています。 企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO ₂ 排出の削減が可能です。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となるため、資産保有をすることなく再生可能エネルギー利用が実現できます。
R	RCP シナリオ	Representative Concentration Pathways の略で、「代表濃度経路」のことを言います。 温室効果ガスの排出量が今後どのように変化していくかという様々なパターンを想定し、その結果、地球の気温がどのくらい上昇するかを計算します。 RCP の数字が大きいほど、温室効果ガスの排出量が多く、地球の気温が大きく上昇するシナリオとなります。
S	SSP シナリオ	Shared Socio-economic Pathways の略で、「共通社会経済経路シナリオ」のことを言います。



用語		説明
		今後 100 年ほどの間に起きると想像される世界の経済成長、社会、人口、都市化等の変化を検討したもので、これらのシナリオは、将来の気候変動を予測し、対策を検討する上で非常に重要な役割を果たしています。 SSP5-8.5 シナリオは、最悪のケースを示すものであり、このシナリオを避けるために、今すぐ温室効果ガスの削減に向けた取り組みを強化することが求められています。
	SDGs（持続可能な開発目標）	2015（平成 27）年に国連で採択された 17 のグローバルな目標です。 貧困の撲滅、健康の向上、教育の充実、ジェンダー平等、気候変動対策など、多岐にわたる課題に取り組むことを目指しています。 2030（令和 12）年までに誰一人取り残さない世界の実現を目標とし、国際社会全体で協力して持続可能な未来を築くための指針となっています。 政府、企業、市民が連携し、経済・社会・環境のバランスを考慮した成長を目指すものです。
Z	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）	年間の一次エネルギー消費量を、高断熱化や太陽光発電などの導入によってほぼゼロにすることを目指した建物を言います。 ZEH は主に住宅を、ZEB は住宅以外の建物（オフィスビル、学校など）を指し、どちらも省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用によって、地球環境への負荷を低減し、快適な住環境を実現する取り組みです。
数字	1.5℃特別報告書	IPCC がまとめた報告書で、地球の平均気温上昇を産業革命前と比べて 1.5℃に抑えることの重要性和、そのために必要な対策について詳しく述べられています。 この報告書では、1.5℃を超えると、海面上昇や極端な気象現象など、より深刻な影響が出る可能性が非常に高いと警告しており、世界の各国が温室効果ガスの排出削減を急ぐ必要があることを示しています。
	3R・4R	ごみを減らし、環境への負荷を軽減するための取り組みをまとめた言葉です。 3R は「Reduce（リデュース：減らす）」、「Reuse（リユース：再利用）」、「Recycle（リサイクル：再資源化）」の 3 つの R の頭文字を取ったもので、ごみの発生を抑制し、資源を有効活用することを目指します。 4R は、3R に「Refuse（リフューズ：断る）」を加えたもので、2004（平成 16）年のアメリカ合衆国・シーアイランドでの G8 サミットをきっかけに注目されるようになった、循環型社会を目指す上での考え方です。ごみになるものを最初から作らない、使わないという意識をさらに高めることを目指しています。



**岩泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
2025（令和7）年●月策定**

〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

電話番号：0194-22-2111(代表)

FAX 番号：0194-22-3562

ホームページ：<https://www.town.iwaizumi.lg.jp/>